

福祉のてびき2024版



小林市福祉事務所

福祉のてびき

令和六年三月

小林市福祉事務所

福祉のてびき



小林市福祉事務所

目 次

I 地域福祉の推進

① こばやし福祉推進大会	1	福祉課
② 小林市地域保健福祉推進事業	2	福祉課
③ ボランティアセンター	3	社会福祉協議会
④ ボランティア連絡協議会	4	社会福祉協議会
⑤ 小林市社会福祉協議会	6	社会福祉協議会
⑥ 日本赤十字社	9	福祉課
⑦ 民生委員・児童委員	11	福祉課
⑧ 更生保護活動	13	福祉課

II 高齢者福祉

1 相談・援助体制

① 地域包括支援センター	14	長寿介護課
② 在宅介護支援センター	16	長寿介護課
③ 高齢者福祉施設概要	17	長寿介護課

2 生きがいの確保と社会活動の促進

① 敬老祝金	18	長寿介護課
② 高齢者コミュニティセンター	19	長寿介護課
③ 高齢者交流センター百歳会館	20	長寿介護課
④ 老人クラブ（小林市友愛クラブ連合会）	21	長寿介護課
⑤ シルバー人材センター	22	長寿介護課

3 高齢者福祉サービス

① 緊急通報システム事業	23	長寿介護課
② 福祉タクシー料金助成事業	23	長寿介護課
③ 高齢者等訪問給食サービス事業	24	長寿介護課
④ 在宅介護手当支給事業	25	長寿介護課
⑤ 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業	26	長寿介護課

Ⅲ 障がい者福祉

1 手帳、医療費制度

① 身体障害者手帳	27	福祉課
② 療育手帳	28	福祉課
③ 精神障害者保健福祉手帳	29	福祉課
④ 重度障がい者医療費助成	30	福祉課
⑤ 自立支援医療費（更生医療）支給事業	31	福祉課
⑥ 自立支援医療費（育成医療）支給事業	32	福祉課
⑦ 自立支援医療費（精神通院医療）支給事業	33	福祉課
⑧ 後期高齢者医療制度	34	福祉課

2 手当、年金制度

① 特別障害者手当	35	福祉課
② 障害児福祉手当	36	福祉課
③ 特別児童扶養手当	37	福祉課
④ 重度障がい児年金	39	福祉課
⑤ 心身障害者扶養共済制度	40	福祉課

3 障がい者福祉サービス

① 補装具費支給事業	41	福祉課
② 日常生活用具給付事業	42	福祉課
③ 日常生活用具給付事業（住宅改修）	43	福祉課
④ 自動車改造費の助成	44	福祉課
⑤ 運転免許取得費の助成	45	福祉課
⑥ 障がい者福祉サービス等	46	福祉課
⑦ 児童通所	49	福祉課
⑧ 緊急通報システム（聴覚・言語機能障がい）	51	福祉課
⑨ 手話通訳者等派遣事業	52	福祉課
⑩ 手話奉仕員養成事業	53	福祉課
⑪ パソコンノートタイカー養成事業	54	福祉課
⑫ 緊急通報システム事業	55	長寿介護課
⑬ 訪問給食サービス事業	55	長寿介護課
⑭ 福祉タクシー料金助成事業	55	長寿介護課
⑮ 寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業	55	長寿介護課

4 各種控除、減免、割引制度

① 所得税・住民税の控除	56	税務課
② 自動車税・自動車取得税の減免	57	福祉課、県税事務所
③ 軽自動車税の減免	60	税務課
④ 航空・鉄道運賃の割引	61	福祉課
⑤ バス・カーフェリー運賃の割引	62	福祉課
⑥ 駐車禁止除外・タクシー料金の割引	63	福祉課
⑦ おもいやり駐車場制度	64	福祉課
⑧ 有料道路通行料の割引	65	福祉課
⑨ NHK放送受信料の減免	66	福祉課
⑩ ヘルプマーク・ヘルプカード	67	福祉課

5 相談・援助体制

① 小林市障がい者虐待防止センター	68	福祉課
② にしもろ基幹相談支援センター	69	福祉課
③ こばやし障害者就業・生活支援センター	70	福祉課
④ 障がい者関係団体	71	福祉課

6 行事

① 障がい者スポーツ大会	72	福祉課
--------------	----	-----

Ⅳ 子育て支援等

1 児童の健全育成

① 子育て支援子ども医療費助成	73	こども課
② 児童手当	74	こども課
③ 放課後児童クラブ・放課後児童支援事業	75	こども課
④ 児童センター	76	こども課
⑤ 児童遊園地	77	こども課
⑥ 児童プール	78	こども課
⑦ 地域子育て支援センター	79	こども課
⑧ ファミリー・サポート・センター事業	80	こども課

2 保育サービス

① 教育・保育施設	81	こども課
② 小林市内教育・保育施設一覧	82	こども課
③ 特別保育	83	こども課

3 ひとり親支援施策

① 児童扶養手当	84	こども課
② ひとり親家庭医療費助成事業	85	こども課
③ 寡婦医療費助成事業	86	こども課
④ 母子・父子自立支援員	87	こども課
⑤ 母子世帯つなぎ資金	88	こども課
⑥ 母子・父子家庭自立支援給付金事業	89	こども課

3 サポート拠点・協議会等

① こども家庭センター	90	こども課
② 要保護児童対策地域協議会	91	こども課

V その他

1 低所得者対策

① 生活保護	92	福祉課
② 生活自立相談支援センター	93	福祉課

2 戦没者等援護

① 戦没者等援護事業	94	福祉課
------------------	----	-----

VI 福祉関連施設

① 福祉関係公共施設	95	福祉課・長寿介護課
② 介護保険サービス事業所	97	長寿介護課
③ 障がい福祉サービス事業所	98	福祉課

I 地域福祉の推進

こばやし福祉推進大会

高齢者や障がい者が安心して暮らせる「住みよい福祉のまちづくり」をめざして、毎年小林市文化会館で行われます。

■主催・共催

主催 小林市
共催 小林市社会福祉協議会
小林市友愛クラブ連合会
小林市障害者福祉連絡協議会

■内容

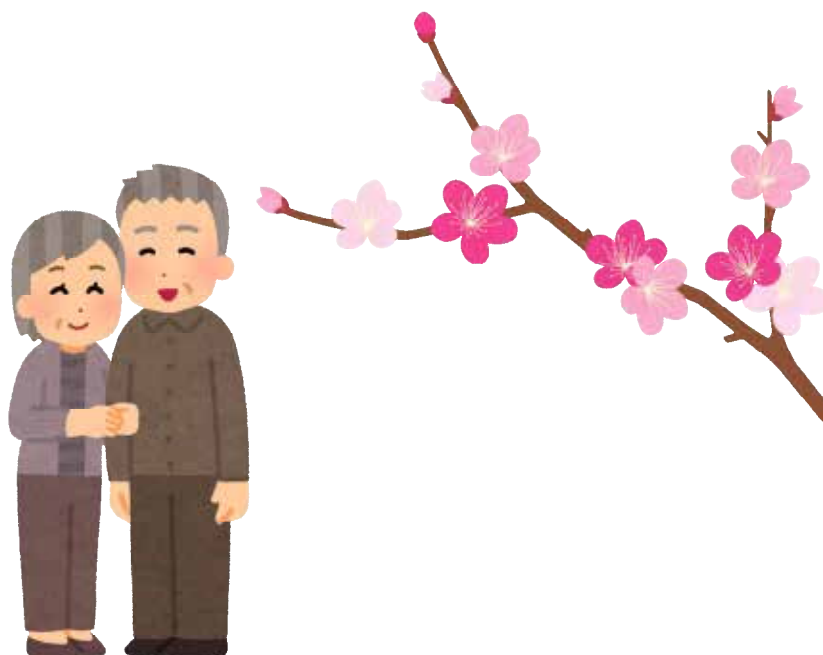
◎ 福祉功労個人・団体表彰

- ・ 市長表彰
- ・ 社会福祉協議会会長表彰
- ・ 友愛クラブ連合会会長表彰
- ・ 障害者福祉連絡協議会会長表彰

◎ お祝い

- ・ 金婚式のお祝い
- ・ 米寿のお祝い（小林市友愛クラブ連合会会員）

※ 金婚式のお祝いにつきましては、毎年11月から12月にかけて、回覧板の行政配布文書で対象夫婦の申し出を受付けています。



小林市地域保健福祉推進事業

この事業は、高齢者・障がい者・児童の保健福祉推進など地域福祉の増進のため地域の実情に応じて社会福祉法人や民間団体が行う地域福祉向上にふさわしい先導的事業に対して、「小林市愛のふるさと福祉基金」から助成するものです。

■助成対象団体

- 社会福祉法人
- 地域福祉を推進する民間団体

■申請期間

「広報こばやし」、市のホームページで毎年度、お知らせします。

■助成額

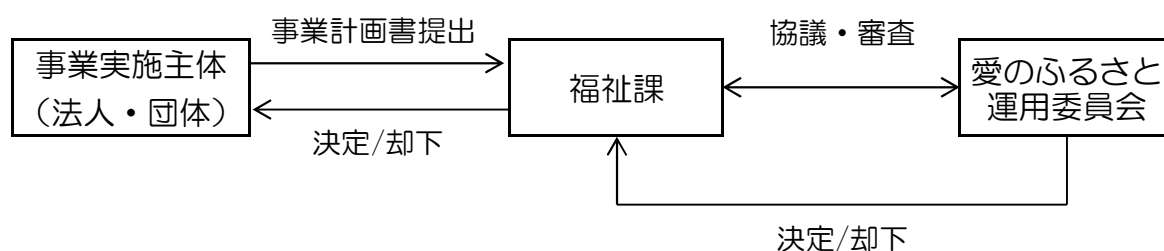
提出された事業計画書に基づき、「小林市愛のふるさと福祉基金運用委員会」で協議し、予算の範囲内で決定します。

■その他

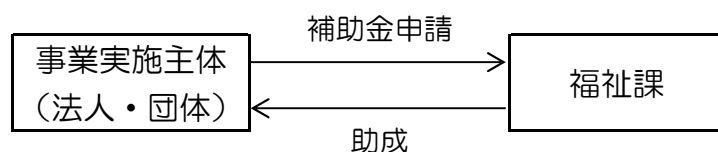
事業は、原則として単年度事業もしくは2か年継続事業となります。

■申請手順

【第1段階】



【第2段階】



ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、すべての人が住み慣れた地域の中で少しでも快適な生活が送れるよう、お互いに支えあう関係が広がることを願い、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアが活動しやすいようお手伝い（情報提供・相談等）しています。

■事業内容

○ ボランティア斡旋

ボランティア活動を希望される方とボランティア（活動する方）を必要としている方との双方の紹介及び調整を行っています。

○ ボランティア団体（個人）登録

ボランティア団体（個人）登録制度を設けています。登録団体（個人）には活動先の斡旋、研修、イベント、助成金事業等の情報提供なども行っています。

○ ボランティア体験事業、ボランティア養成講座の実施

ボランティア活動に興味がある方、活動を始めたいという方のきっかけづくりや、活動を充実させたい方、活動の幅を広げたい方への情報提供となるよう開催しています。

○ 各種ボランティア保険手続き

ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険の加入手続きを行っています。

○ ボランティア活動機材貸し出し

社会福祉施設、学校、ボランティア団体、地域の福祉活動団体等を対象にボランティア活動の学習、啓発活動等、具体的展開を図るために、貸し出し機材を整備しています。

○ 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、地域の復興につなげていくことを目的に、ボランティアの協力を得て、災害時に設置されるセンターであり、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

ボランティア連絡協議会

市内ではさまざまなボランティア団体が活動をされていますが、社会福祉のさらなる向上をめざして、ボランティア相互の連絡協議をはかり、ボランティア活動を積極的に推進し、自主的な運営をはかっていくために、「ボランティア連絡協議会」を組織しています。

■ボランティア連絡協議会加入団体

(令和6年4月1日現在)

【小林市ボランティア連絡協議会】

団 体 名	活 動 内 容
小林手話サークル木の実会	聴覚障がい者との交流会 手話講習会サポート 社会啓発など
小林朗読友の会	市の広報・お知らせ・議会だよりの音訳CDを作成・発送 図書音訳 対面朗読 学校ボランティア体験の協力 視覚障がい者との交流など
小林市赤十字奉仕団	献血の普及推進 施設訪問 救急法（幼児安全法）の研修など
小林地区更生保護女性会	更生保護 青少年健全育成 防犯 子育て支援など
愛の訪問ボランティア コスモス会	高齢者見守り訪問など
花みずきの会	布製リハビリ遊具の作製・貸出など
小林市地域婦人連絡協議会	子育て支援 環境美化 地域安全など
小林市手話通訳者派遣協会	手話通訳派遣 社会啓発など
愛のこばと会	施設訪問 福祉ポスト 地域福祉活動など
小林市母子寡婦福祉協議会	1日レクリエーション 母子・父子対象講演会など
小林市障がいを考える会	障がい者福祉の地域理解の推進 将来に向けての障がい者福祉の学習会など
小林市こすもす家族会	精神障がい者及び家族への負担軽減 地域の偏見・差別撲滅活動など

【 須木地区ボランティア連絡協議会 】

団 体 名	活 動 内 容
袋ボランティア	環境美化 こどもの健全教育 高齢者福祉 催事参加
永田婦人会 (永田ボランティア)	環境美化 高齢者福祉 地域安全 地域福祉活動 催事参加
夏木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全 催事参加
奈佐木ボランティア	環境美化 高齢者福祉 地域安全
いきいきアドバイザー (いきいき女性ボランティア)	環境美化 高齢者福祉 催事参加
すき商工会 女性部	環境美化 高齢者福祉 催事参加
あすなろ会	読み聞かせ 高齢者福祉 催事参加

■問合せ先

小林市社会福祉協議会 ボランティアセンター

TEL 0984-23-3466

FAX 0984-22-8174

小林市社会福祉協議会須木支所 ボランティアセンター

TEL 0984-48-2073

FAX 0984-48-3097



小林市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民を会員として、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、企業やNPOなども含めた幅広いメンバーで構成され、全ての人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を積極的に図ることを目的とする団体です。

■地域福祉活動推進事業

小地域福祉活動（見守り、サロン活動、生活支援活動他）やボランティア活動の推進、福祉教育、地域福祉推進基礎組織や当事者組織等の支援、共同募金への協力、地域福祉活動計画の策定、地域福祉計画策定への協力など、住民参加や協働による福祉活動の支援や基盤づくりにあたります。

○ 地区・校区社会福祉協議会

小学校区等の広い対象地域で、住民一人ひとりの課題を地域全体の課題としてとらえ、その解決に向けた取組みを行うことにより、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを、地域住民自らが自主的に実践しています。

○ ふれあい・いきいきサロン

地域の人々が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、福祉の増進、健康の維持、寝たきり予防、認知症予防等、自主的に事業を企画運営して、楽しい仲間づくり活動を行っています。

○ 子育て支援

子育て広場（子ども食堂）やフードドライブ、ホームスタート等の子育て支援事業を実施し、安心して地域での子育てができるように子育て世代の家庭をサポートしています。

○ 地域見守り応援活動

民間事業者・小林市・警察署・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会が協定を結び、地域の誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を整え、お互い様・おかげさまの地域づくりを推進しています。

○ 地域福祉活動計画

地域の人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また、その地域の福祉が増進するように、地域住民と共に持続可能な取組みを計画し、活動の支援をしています。

○ 社会福祉法人連絡会

小林市内の社会福祉法人が連携・協働し、地域の福祉を考え、小林市に必要な福祉の取組みを実践しています。

○ 赤い羽根共同募金

みんなが安心して生活できる地域福祉社会づくりのための民間福祉事業を支援する募金で、10月1日から12月31日まで実施します。

○ 福祉機器貸与

身体機能の低下により、日常生活において社会的に不利な状況にある在宅者のために、ベッド、エアーマット、車椅子等の福祉用具を貸与しています。

■ 福祉サービス利用支援事業

地域総合相談・生活支援事業、生活自立相談支援センター、成年後見センターこばやし、日常生活自立支援事業、生活福祉資金、地域包括支援センターなど支援を必要とする人々や生活課題を抱える人々への相談支援や生活支援にあたります。

○ 福祉総合相談事業

住民の抱えるあらゆる生活、福祉の心配ごとに対応し、解決のために必要とされる具体的なサービスに結びつけたり、専門相談機関（弁護士等）への紹介をいたします。

○ 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者又は高齢者に対し資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）の貸付けと援助指導を行うことにより経済的自立及び自立意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図っています。

○ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預りサービスを行っています。

○ 成年後見制度推進事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方に対し、小林市社会福祉協議会（法人）が成年後見人等に就任し、本人の保護・支援を行います。また、権利擁護に関する相談を受け付けています。

○ 小林市生活自立相談支援センター運営

お金・仕事・家庭など、様々な事情により、生活上の困りごとを抱えた市民の方からの相談を受けて、寄り添い方の支援を行います。

○ 地域包括支援センター運営

地域で過ごしている高齢者や障がい者、その家族の在宅介護に関する要望に対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

■介護・生活支援サービス事業

高齢者、介護、障がい者、児童などの国の制度に基づく福祉サービスや行政からの委託、補助に基づくサービス、また、自主財源に基づくサービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供します。

○ 高齢者訪問給食

65歳以上の高齢者や障がい者の自宅に月曜日から日曜日まで、昼食・夕食を届けて栄養管理の支援をするとともに、安否の確認を行います。

○ 居宅介護支援事業・障害者相談支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員が、利用者の希望に沿った適切なサービスが利用できるよう関係機関と連絡調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

○ 訪問介護事業

訪問介護員（ヘルパー）が、要介護の高齢者や障がい者等の家庭を訪問して、身体介護（食事、排泄、身体清拭、洗髪等の介助）や家事援助（調理、洗濯、掃除等）サービスを提供します。

○ 訪問入浴介護事業

看護師、介護員が、要支援及び要介護の高齢者や障がい者等の家庭を、ポータブル浴槽を搭載した移動入浴車で訪問し、入浴やその介助を行います。

○ 通所介護事業

デイサービスセンターで在宅の要支援及び要介護の高齢者や障がい者等に、送迎、健康チェック、入浴、昼食、機能訓練等の日常生活に密接した日帰りのサービスを提供します。

○ 小規模多機能型居宅介護事業

在宅の要支援及び要介護の高齢者に「通い」を中心として、一人ひとりの生活に合わせて、自宅への「訪問」や事業所への「泊り」ができ、24時間365日のサービスを提供します。

○ 認知症対応型共同生活介護事業

認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

■問合せ先

社会福祉法人 小林市社会福祉協議会

本所 TEL 0984-23-3466 FAX 0984-22-8174

須木支所 TEL 0984-48-2073 FAX 0984-48-3097

野尻支所 TEL 0984-44-1206 FAX 0984-44-3176



日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛の精神に基づき、人々の福祉の向上を目指す団体です。

■活動

○国際活動

国際救護、開発協力を行います。

○災害救護活動

自然災害、各種交通災害、火災などで被災された方に救護班を派遣する他、一定の基準に基づき毛布、日用品セット、お見舞い品セットなどをお配りします。また、大規模な災害の被災地に対し、義援金の受付、配分を行います。

○献血事業

献血運動を推進し、医療機関への血液の提供を行います。

○医療活動

災害時の医療救護、巡回診療、その他さまざまな保健活動を行います。

○看護師等の養成

全国に看護専門学校10校、看護大学6校、短大1校、助産師学校1校、幹部看護師研修センター1施設があり、赤十字看護師等を養成しています。

○各種講習

日々を安全に健やかに過ごすために必要な知識と技術を身に付けていただくため、「救急法」、「水上安全法」、「雪上安全法」、「幼児安全法」や「健康生活支援講習」などの講習を行います。

○青少年赤十字

幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校等の中に組織され、先生や保育士を指導者として、青少年の赤十字への理解と運動への参加を進めます。



○赤十字奉仕団

- 市町村などの一定の地域に組織されている「地域赤十字奉仕団」
- 学生や若い社会人によって組織されている「青年赤十字奉仕団」
- 特殊な技能を持った人々による「特殊赤十字奉仕団」

■赤十字社員

赤十字社員とは、赤十字の事業を理解し、毎年500円以上の活動資金の協力をいただいて、赤十字を支えて下さる方（個人・法人）のことをいいます。赤十字活動にはどなたでも加入いただけます。



■問合せ先

講習、各種活動についてのお問い合わせは、日本赤十字社宮崎県支部または、市の福祉課へお願いします。

- 日本赤十字社宮崎県支部
住所 〒880-0802
宮崎市別府町3番1号
TEL 0985-22-4045
- 赤十字ボランティア活動センター（県支部内）
TEL 0985-22-8698
- 市福祉課
TEL 0984-23-0111



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、社会福祉の増進に熱意のある人の中から、各地区で推薦された方々を民生委員推薦会が推薦・決定し、県が承認後、厚生労働大臣が委嘱した民間の奉仕者で、積極的に福祉のまちづくり活動をしています。

なお、民生委員法でいう民生委員は、児童福祉法第16条の規定により児童委員も兼ねています。

■民生委員児童委員の主な活動内容

1. 支援を必要とする市民の方々の見守りや声かけを行います。
2. 市民から次のような相談を受けた場合、その問題解決のためのお手伝いをし、必要な関係機関につなぎます。

- ①生活のこと
- ②身体及び知的に障がいのある人のこと
- ③子どものこと・高齢者のこと
- ④単身家庭のこと
- ⑤ひとり親家庭のこと
- ⑥その他



3. 次のような場合に、事実確認や証明を行います。

生活上の問題に関して、本人から依頼があり、原則として官公庁・学校・会社等他の機関で証明書を発行しない事項で民生委員が調査できる場合

4. その他、各種福祉事業への協力活動を行います。



■主任児童委員

主任児童委員は、民生委員法に基づく民生委員・児童委員であって、従来の区域を担当する児童委員と一体となり、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員活動の推進を図ります。

主任児童委員の主な活動内容

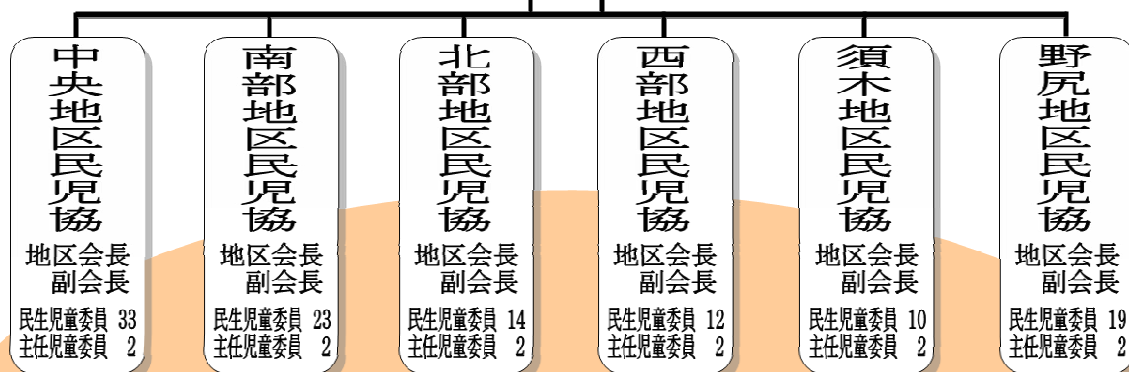
1. 民生委員法及び児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を担当します。
2. 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡や調整を行います。
3. 区域を担当する児童委員が、当該区域内の児童及び妊産婦等にて行う調査や指導等の活動に対し、必要な援助・協力を行います。

小林市民生委員児童委員協議会の組織図

小林市民生委員児童委員協議会

会長・副会長2名・監事2名

理事11名：6地区会長・5部会長



障害者福祉部会
部会長
副部会長
民生児童委員 28

児童福祉部会
部会長
副部会長
民生児童委員 28

生活福祉部会
部会長
副部会長
民生児童委員 27

高齢者福祉部会
部会長
副部会長
民生児童委員 28

主任児童委員部会
部会長
副部会長
主任児童委員 12

ボランティア団体 愛のこぼと会

民生委員児童委員 111名 主任児童委員 12名 合計123名



更生保護活動

■更生保護とは

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域の理解と協力が必要です。

日本では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体と幅広い連携によって更生保護は推進されています。

■保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与の支給はありません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特徴を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

■更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月が強化月間となっています。

「黄色い羽根」は本運動への賛同のしるしとして活用されています。これは、シンボルマークであるヒマワリと、刑期を終えて出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸せの黄色いハンカチ」にヒントを得て作られています。



Ⅱ 高齢者福祉

1 相談・援助体制

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を地域と協働しながら支えていくための総合相談窓口です。地域ごとに「小林市地域包括支援センター」「小林市西部地域包括支援センター」「のじり地域包括支援センター」があります。

地域包括支援センターの業務

◆介護予防ケアマネジメント

要介護状態となる恐れのある高齢者について、できるかぎり自立した生活を送ることができるよう、能力に応じたサービスによる支援を行います。

◆総合相談支援事業

介護保険サービスのことや申請方法、介護に関する悩み、認知症に関すること、権利擁護に関すること、福祉や医療について、などの相談窓口として機能しています。なんでもご相談ください。

◆権利擁護業務

高齢者の虐待を早期に発見し、ネットワークをつくったり、成年後見制度の紹介や消費者被害などに対応します。

◆問合せ先



小林市地域包括支援センター

TEL 0984-25-0707 FAX 0984-25-0708

小林市西部地域包括支援センター

TEL 0984-27-2552 FAX 0984-27-2561

のじり地域包括支援センター

TEL 0984-44-2271 FAX 0984-44-2028

◆介護予防事業

項 目	内 容
元気わくわく教室	送迎付きの介護予防教室です。介護保険サービスを終了して機能の維持をはかる方や、日常生活の一部が難しくなってきた方等を対象に、運動・栄養・口腔機能・認知機能等について、家でも実施できることを目指した働きかけを行います。
パワーステーション	住民主体で、筋力を維持する体操やレクリエーション等を行います。
お元気クラブ (のじり包括)	筋トレ、脳トレ等を中心に地域で行います。
e-カフェ	高齢者や認知症の方、地域の方など誰でも気軽に安心して集える場所です。
出前講座	転倒予防、認知症予防等についてのミニ講座などを開催しています。
家族介護者の集い	認知症の方等を介護している家族介護者の集いを行います。 小林市地域包括支援センター 毎月 第2土曜日 13:30~15:00 野尻友愛会館 5月、7月、9月、11月 第2土曜日 10:00~12:00
地域包括ケア推進サポーター養成講座	介護予防の取組、認知症の方の支援、傾聴訪問など、地域で高齢者の自立した生活を支援するボランティアを養成します。
認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解の普及と認知症の方とご家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を行います。

各事業の日時、場所などについては、各地域包括支援センターへお問い合わせください。



在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者やその介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護等に関する各種の保健福祉サービスが受けられるよう各関係機関との連絡調整を行います。市内の在宅介護支援センターは、下記のとおりです。

小林第一在宅介護支援センター（ひなもり園）	
小林市堤4380番地	TEL 27-3720 FAX 22-2830
(担当区域) 上町全区 細野全区 堤全区・水流迫区	
小林第三在宅介護支援センター（陽光の里）	
小林市真方5038番地1	TEL 23-5667 FAX 27-3667
(担当区域) 新生町区 後川内区 緑町区 通町区 本町 仲町区 東方全区 真方全区 坂元区	
須木地域型在宅介護支援センター	
小林市須木下田1152番地	TEL 48-3696 FAX 48-3708
(担当区域) 須木全区	

令和4年4月1日から、
小林第二在宅介護支援センター（望峰の里）が担っていた
(担当区域) 西町全区 南島田区 永田町区
南西方全区 種子田区 北西方全区
の高齢者支援は、小林市西部地域包括支援センターが担います。

野尻在宅介護支援センターが担っていた
(担当区域) 野尻全区
の高齢者支援は、のじり地域包括支援センターが担います。



高齢者福祉施設概要

市が設置している高齢者福祉施設には、次のようなものがあります。

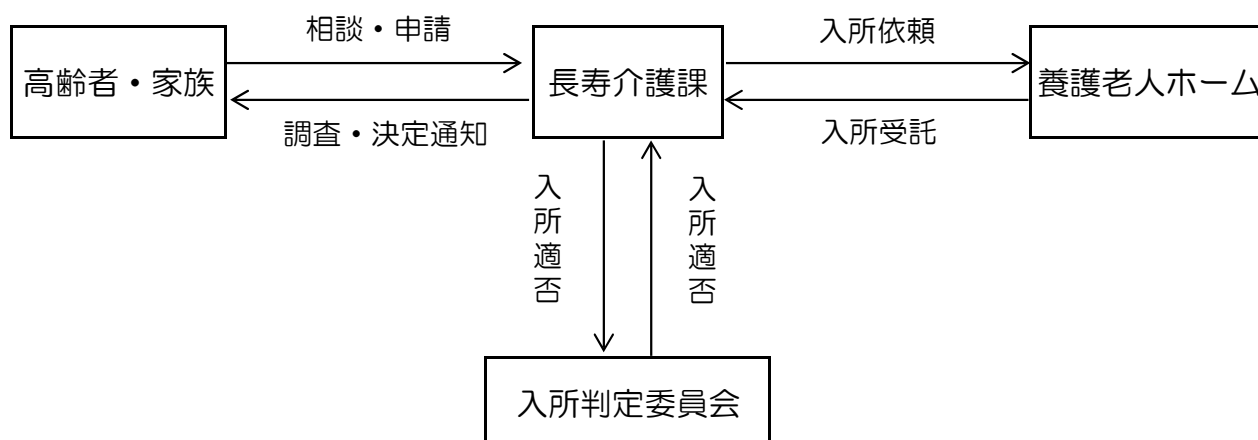
◆施設の種類及び対象者

種 類	対 象 者	費 用 負 担
養護老人ホーム	65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が難しい方に入所していただき、お世話します。	本人の年間収入及び扶養義務者の所得税額等に応じて、費用負担があります。
生活支援ハウス	ひとり暮らしの方などで独立して生活することに不安のある高齢者が入居できます。介護支援、交流を総合的に提供し、健康で明るい生活を送れるよう支援します。	本人の年間収入に応じて費用負担があります。また、生活費は自己負担となります。

※ 「扶養義務者」とは、入所者本人と同居していた配偶者または子供をいいます。また、別居する子供でも状況に応じて扶養義務者として取り扱う場合もあります。

※ 養護老人ホーム・生活支援ハウスは、長寿介護課で申請できます。

◆手続きについて



Ⅱ 高齢者福祉

2 生きがいの確保と 社会活動の推進

敬老祝金

長寿を祝福し、その歩みの中での努力や苦勞、そして培われた智恵に敬意を表するためにお祝いたします。

◆対象者

毎年9月15日現在（100歳のみ誕生日）で、本市に1年以上住所がある方で、88歳、100歳、最高齢の方。

◆事業の内容

（1）敬老祝金の金額

区 分	金 額
88歳の方	10,000円
100歳の方	30,000円
最高齢の方	50,000円

※ 最高齢の方については、他の区分と重複しないものとします。

（2）支給の時期

88歳、最高齢者の方には9月15日以降に支給します。

100歳の方には、誕生日以降に支給します。



高齢者コミュニティセンター

(南部・西部いろり村)

この施設は、高齢者等の健康づくりと生きがいづくりを図り、世代間交流や農村文化の伝承活動等、地域福祉推進の場として活用できる施設です。

南部いろり村と西部いろり村の2施設があり申込み方法等は下記のとおりです。

◆利用対象者・・・小林市に住所がある方

【南部いろり村】

○利用予約

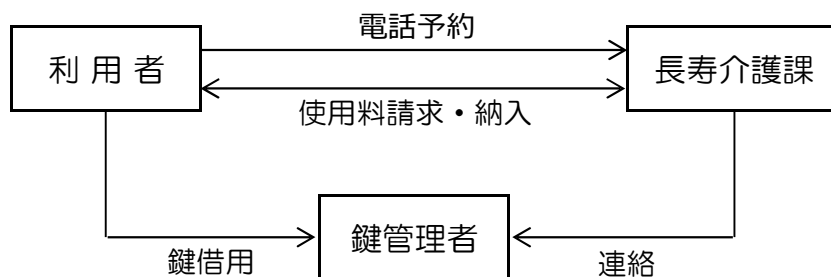
利用する場合は、あらかじめ長寿介護課に電話予約をしてください。その際に、『団体の名称』『代表者の名前』『住所』『電話番号』『利用する人数』『利用する部屋』『利用時間』をお伝えください。

※利用時間に変更が生じた場合は、早めにご連絡ください。

○使用料（1時間当たり） ※利用した翌月に請求書を送付します。

・ 多目的室	168円	・ 会議室	168円
・ 和室	168円	・ 調理実習室	440円

○利用手順



【西部いろり村】

○利用予約

連絡先は、望峰の里（TEL 0984-27-1000）です。それ以外は南部いろり村と同様です。

○使用料（1時間当たり） ※利用した翌月に請求書を送付します。

・ 集会室	168円	・ 調理実習室	440円
・ 娯楽室	168円	・ 陶芸実習室	440円

※使用料にはそれぞれ消費税を含みます。

高齢者交流センター百歳会館

高齢者に交流の場を提供し、生きがいづくりと健康増進、生活身上相談、教養の向上等、高齢者福祉の向上を目的として設置されたものです。

◆所在地・連絡先

小林市堤108番地9
0984-22-5231

◆利用できる人

小林市に住所があるおおむね60歳以上の方

◆内容

- 高齢者等の健康づくりと生きがいづくりを促進する事業を行う
- 友愛クラブ運営に協力する
- その他高齢者福祉のため市長が必要と認める事業を実施する

◆利用時間

8:30~17:00

◆休館日

日曜日、国民の祝日、年末（12月29日～12月31日）年始（1月1日～1月3日）、及び市長が必要と認めた日が休館日となります。



老人クラブ（小林市友愛クラブ連合会）

老人クラブは、高齢者同士が仲間として集まることによって孤独感を解消し、精神的な安らぎや生きがいを求めるためのより所として、また、「会員自身の幸せづくり」「家庭の幸せづくり」「地域社会の幸せづくり」など高齢者自身の福祉の向上を図る目的で結成されたものです。小林市では「小林市友愛クラブ連合会」として活動を行っています。

◆入会できる人

小林市に在住するおおむね60歳以上の方

◆内 容

1 研修・教養

- 単位老人クラブ交流研修
- 単位老人クラブ三役研修
- 単位老人クラブ会長研修
- シルバーボランティアリーダー研修
- 生き生き大学
- 老人大学

2 健康づくり

- スポーツ大会
- 体操
- グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・四半的大会

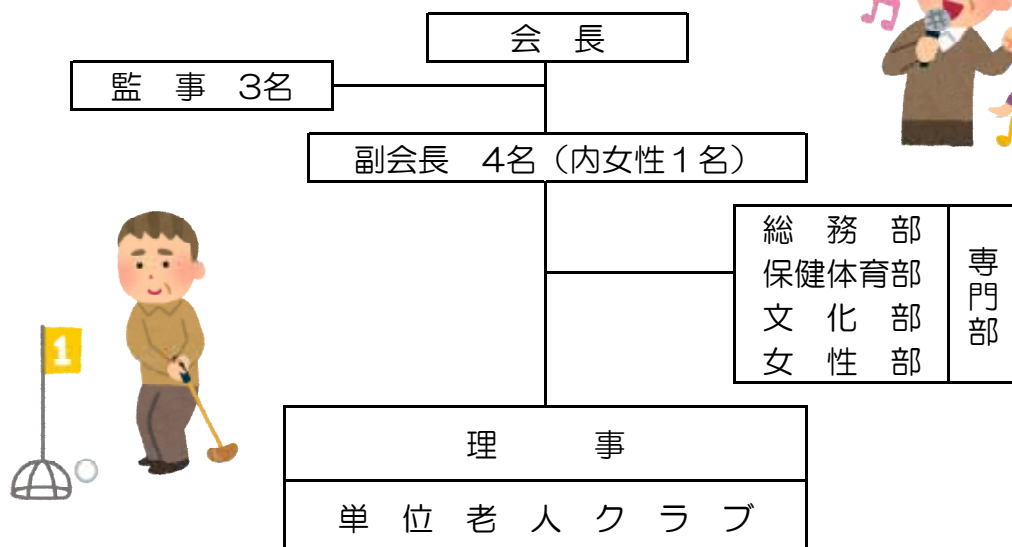
3 奉仕・友愛

- 社会奉仕活動
- 世代間交流
- 会員の米寿のお祝い

◆サークル活動

- 舞踊
- カラオケ
- 詩吟
- 手芸
- 囲碁
- 書道
- 民謡
- 編み物
- パッチワーク

◆組織図



シルバー人材センター

小林市シルバー人材センターは、豊富な知識・経験・技能をもったシルバー世代に、仕事を通じて社会参加する場を設けるための組織です。家庭や企業、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供することにより「生きがい」の充実をはかり、地域社会の活性化を目指します。

◆会員になるには

- おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方
- センター事業の主旨に賛同する方

◆こんな仕事を引き受けます

- | | |
|------------------|---------------|
| ○ 植木剪定、庭木の手入れ | ○ 除草、草刈 |
| ○ 障子、ふすま、網戸の張り替え | ○ 室内清掃 |
| ○ 大工、左官、塗装 | ○ 建物、駐車場、公園管理 |
| ○ 筆耕、賞状書き | ○ 福祉・家事援助サービス |
| ○ パソコン指導 | ○ その他軽作業 |



◆問合せ先

小林市細野2239番地1

公益社団法人 小林市シルバー人材センター

TEL 0984-22-2440 FAX 0984-23-1666

ホームページ <http://kobayashi.miyazaki-scr.jp/>

Ⅱ 高齢者福祉

3 高齢者福祉サービス

緊急通報システム事業

高齢者等が緊急時の病院への連絡などを確保して生活の安全を図るため、緊急通報システム機器をお貸しします。

◆利用対象者

65歳以上の方又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳Aのいずれかをお持ちの方で、所定の要件を満たす方

◆利用料

ご家庭の経済状況に応じて、943円を上限として利用料の負担が必要です。ただし、経済状況によっては、対象外となる場合があります。



◆問合せ先

長寿介護課 23-1140

福祉タクシー料金助成事業

高齢者が外出する際、タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

◆助成対象者

- 75歳以上の方又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳Aのいずれかをお持ちの方で、所定の要件を満たす方

◆支給の要件

- 対象世帯に住民税所得割が課税されていないこと
- 対象者が運転免許証の交付を受けていないまたは車輛等を保有していないこと
- 親族等が同居または同敷地内に居住している場合で、親族等が就労などの理由により、対象者に対して外出支援が困難な場合、助成対象となる場合があります。



◆助成額

利用券1枚500円を、年間30枚交付します。

- ◎ 1回の利用に対して1枚500円の利用券をタクシー料金の範囲内で利用可能
- ◎ 1回のタクシー料金が2,000円を超える場合は、一人あたり利用券4枚まで使用可能

◆問合せ先

長寿介護課 23-1140

高齢者等訪問給食サービス事業

調理や買い物が難しい高齢者や障がいのある方で食事の支援が必要な人などを対象に、自立した生活を送ることができるよう、昼夕の給食配達と安否確認を実施します。

◆対象者

以下の要件を全て満たす方が対象者です。

- ・市内に住所を有し、概ね65歳以上の者又は障がい等を有する在宅生活者
- ・買い物場所には歩いて行けない 若しくは 車が運転できない
- ・身体の調子が悪くて調理や買い物ができない
- ・同一敷地内に住む家族はいない
- ・安否確認が必要
- ・自分を扶養する家族を含めて住民税所得割は課税されていない

◆利用料金

一食あたり	ごはん付き	400円（生活保護世帯は350円）
	おかずのみ	350円（生活保護世帯は300円）

■申請先

お住まいの地区に応じて下記の機関にご相談ください。

小林地区：お住まいの地区の在宅介護支援センター、包括支援センター
または長寿介護課

須木地区：お住まいの地区の在宅介護支援センター、包括支援センター
または須木庁舎住民生活課

野尻地区：のじり地域包括支援センター、または野尻庁舎住民生活課



在宅介護手当支給事業

在宅で高齢者を3か月以上介護している方の精神的・経済的負担を軽減する事業です。

◆対象者

本市に在住している65歳以上で介護保険の要介護認定において、要介護3以上に認定された高齢者の家族等の介護者

※調査などがあります。

◆要件及び支給額

住民税所得割額非課税	月額	10,000円
// 70,000円未満	月額	6,000円
// 140,000円以下	月額	3,000円

ただし、在宅での介護期間が20日に満たない月は、対象となりません。

◆問合せ先

長寿介護課 23-1140



寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業

在宅の高齢者等が、清潔で快適な生活が保てるよう、寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

◆利用対象者

本市に住所があり、次に掲げるいずれかに該当する方で、所得要件を満たす方

- ・ 介護保険の要介護の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳（１級・２級）を保持している方

◆事業の内容

対象者１人、年１回を限度として、寝具（掛布団・敷布団・毛布 各１枚ずつ）の洗濯・乾燥・消毒を行います。

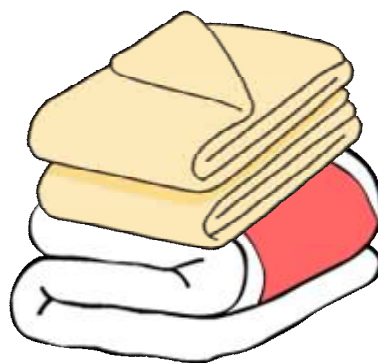
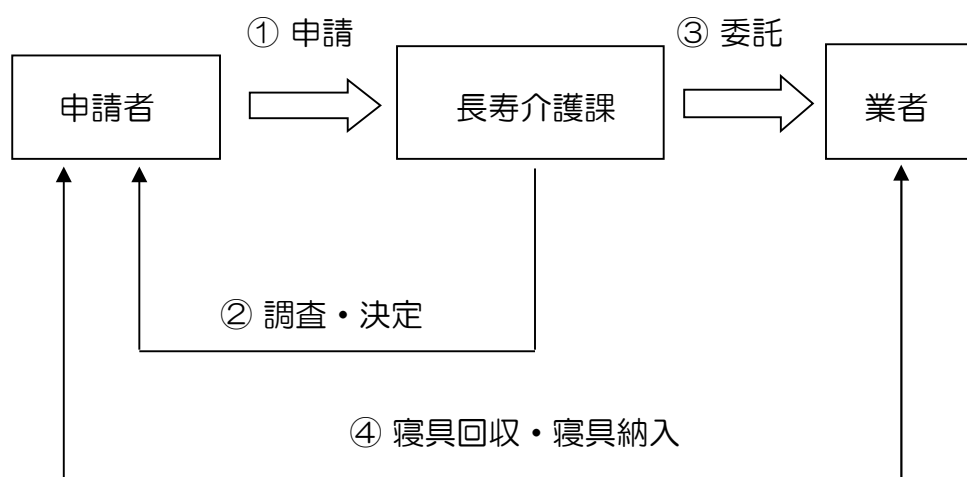
◆利用料金

５００円

◆実施時期

広報紙でお知らせします。

◆申請手順



◆問合せ先

長寿介護課 23-1140

Ⅲ 障がい者福祉

1 手帳、医療費制度

身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、県知事に身体障害者手帳の交付申請をすることができます。

15歳未満の児童の場合は、その保護者が代わって申請できます。

《 身体障がいの種類 》

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、呼吸器機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能

《 申請手続きの方法について 》

交付基準等がありますので、まず指定医師に相談してください。

その後、次の書類等により申請して下さい。

◎初めての場合

- 指定医師の診断書
- 写真（たて4 cm よこ3 cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
（宗教上または医療上の理由による場合は、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆った写真も可）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

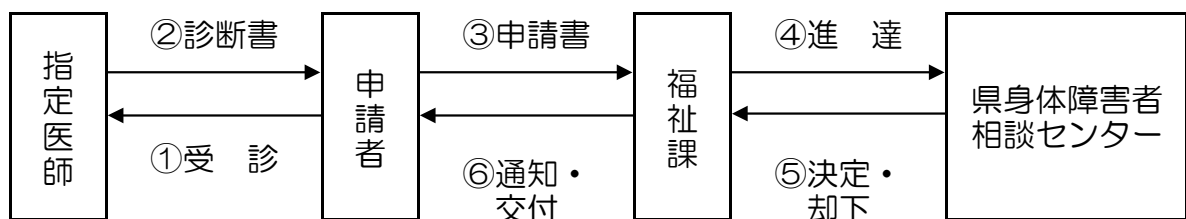
◎手帳を持っている場合（程度変更・別障害等）

- 身体障害者手帳
- 指定医師の診断書
写真（たて4 cm よこ3 cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
（宗教上または医療上の理由による場合は、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆った写真も可）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手帳の取り扱いについて 》

- 住所や氏名が変わったときは、届け出てください。
- 手帳を破損・紛失したときは、届け出てください。
（認め印、写真、マイナンバーカード等個人番号のわかるものが必要です。）
- 本人が死亡したり、障がいの程度が手帳に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。
- 障がいの内容、程度によっては再認定が必要な場合もあります。

《 手続きの流れ 》



療育手帳

知的障がいのある方に、一貫した指導相談を行うとともに、各種の支援制度を受けやすくするため、県知事が交付するものです。

《 対象者 》

児童相談所または知的障害者更生相談所において、下記障がいがあると判定された方

- 重度：A （知能指数がおおむね35以下）
- 中度：B－1 （知能指数がおおむね36以上50以下）
- 軽度：B－2 （知能指数がおおむね51以上70以下）

《 手続きに必要なもの 》

- 写真（たて4cm よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 再判定について 》

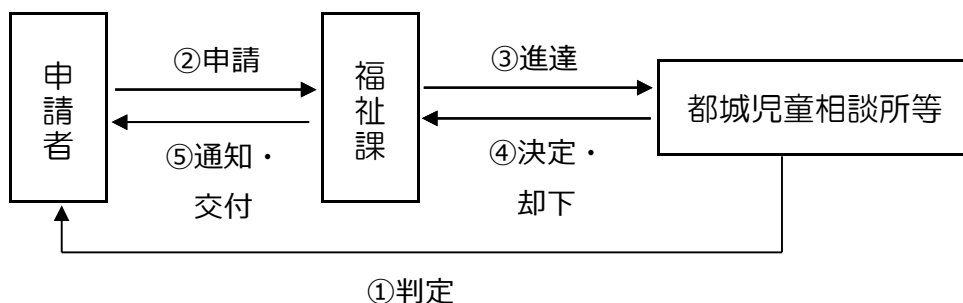
交付された手帳には、次回判定年月が記載されている場合があります。

次回判定年月が記載されている場合は、その月末までに児童相談所または知的障害者更生相談所で再判定を受けてください。

《 ご注意ください 》

- 本人または保護者の住所・氏名が変わったときは、届け出てください。
- 手帳を破損・紛失したときは、届け出てください。
（写真、マイナンバーカード等個人番号のわかるものが必要です。）
- 本人が死亡したり、障がいの程度が手帳に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。
- 手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

《 手続きの流れ 》



精神障害者保健福祉手帳

精神的な病気のため長期にわたり日常生活や社会生活に支障がある方が、手帳の交付により各種の福祉サービスを受けることができます。

《 対象者 》

精神疾患をお持ちの方で、精神障がいにより日常生活または社会生活に制約のある方

《 手続きに必要なもの 》

2通りの申請方法があります。

◎ 診断書による申請

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 手帳用診断書（精神障がいに係る初診日から6か月を経過したもの）
- 写真（たて4cm・よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号の確認できるもの
（宗教上または医療上の理由による場合は、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆った写真も可）

◎ 年金証書等による申請

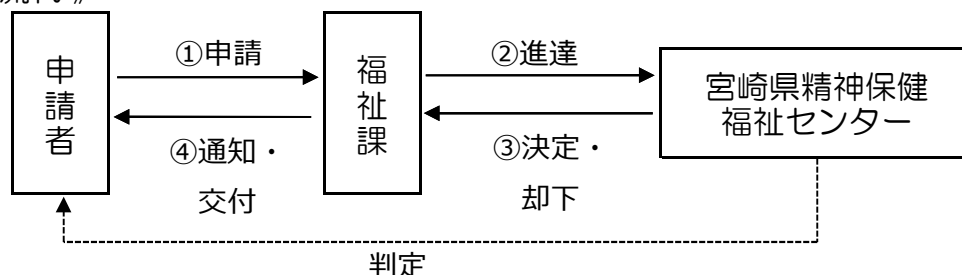
- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 精神疾患が理由で受給されている障害年金証書の写し、または特別障害給付金の受給資格証の写し
- 直近の年金振込通知書等、または直近の国庫金振込通知書等
- 年金事務所等照会同意書
- 写真（たて4cm・よこ3cm）1枚
※1年以内に撮影された、正面・脱帽の状態の無背景で鮮明なもの
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号の確認できるもの

手帳の等級は障がいの程度で重いものから順に1級、2級、3級となり、その判定は、診断書または年金証書の等級で決定されます。

手帳の有効期間は2年で、更新される場合は更新申請（有効期限の切れる3か月前から手続き可能）が必要です。

※診断書による申請については、自立支援医療（精神通院医療）と同時に申請を行うことができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《 手続きの流れ 》



重度障がい者医療費助成

重度の身体障がいや知的障がいのある方が健康保険による医療を受けたとき、他法令による医療給付を受けている場合を除いて、支払った医療費の一部を助成します。

《 対象者と助成内容 》

対 象 者	ひと月の自己負担合計額		助成方法
- 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方 - 療育手帳 A の交付を受けている方 - 身体障害者手帳 3 級と、療育手帳 B-1 の両方交付を受けている方	入院	1,000円	(現物給付) 左記自己負担額を医療機関等で支払い、残りの医療費は医療機関等が市へ直接請求します。※県外の医療機関等の場合を除く。
	外来	1 診療報酬明細等につき 500円 (調剤含む)	
療育手帳 B-1 または B-2 のみの交付を受けている方	入院	3,000円	(償還払い) 一旦、医療機関等で医療費を支払い、左記自己負担額を超えた額を後から福祉課に請求します。
	外来		

※所得制限があります。

※助成金(償還払い分)は、受診月から 3 ヶ月後の 25 日(土・日・祝日の場合は、次の平日)に助成対象者の登録口座に振り込みます。(例：1 月受診→4 月 25 日振込)

※申請書の締切日は、毎月 10 日(土・日・祝日の場合は前日)です。

《 手続きに必要なもの 》

- ☐ 認め印
- ☐ 健康保険証
- ☐ 本人名義の通帳
- ☐ 身体障害者手帳または療育手帳
- ☐ 世帯分の所得証明書(必要な方のみ)

《 助成の範囲 》

健康保険による医療を受けたときや、医療機関の指示により、調剤薬の処方を受けたときに助成されます。ただし、入院時食事療養費・個室料などの健康保険適用外の費用については助成対象に含まれません。

《 ご注意ください 》

※県内医療機関を受診する際は必ず資格者証を提示してください。

※重度障がい者医療費助成申請書は、月ごと、病院ごと、入院・外来ごとに証明してもらって申請してください。

※申請は、診療月の翌月から起算して 1 年以内に行ってください。

※県外の医療機関で入院された時は、領収証を添付して申請してください。

自立支援医療費（更生医療）支給事業

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の障がいのある方の障がい除去または軽減し、日常生活能力や職業能力を回復または向上させるための治療にかかる医療費の一部を支給します。

《手続きに必要なもの》

- 指定医療機関の意見書（障がいの種類によって様式が異なります。）
- 身体障害者手帳
- 健康保険証（同じ医療保険に加入している世帯全員分）
- 医療保険の特定疾病療養受療証（持っている場合）
- 障害年金等の非課税収入がある方は収入のわかる書類
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

◎身体障害者手帳の交付を受けていない場合

医療内容によっては、身体障害者手帳交付申請と更生医療申請を同時にできる場合があります。詳細については、福祉課にお問い合わせください。

《対象となる医療の例》

障がい区分	具 体 例
腎 臓 機 能 障 が い	血液透析 腹膜透析 腎移植術 免疫抑制療法 等
肝 臓 機 能 障 が い	肝臓移植術 免疫抑制療法 等
心 臓 機 能 障 が い	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈ステント留置術 冠動脈バイパス術 大動脈弁置換術 僧帽弁置換術 大動脈弁形成術 僧帽弁形成術 三尖弁形成術 心筋焼灼術 メイズ手術 ペースメーカー移植術 等 (内科的治療のみのものは対象にならない)
肢 体 不 自 由	人工関節置換術 人工骨頭置換術 関節形成術 関節固定術 腱形成術 腱移植術 腱癒着剥離術 脚延長術 等 (疾病レベルにあるものに対する手術、急性期に行われる手術などは対象にならない)
視 覚 障 が い	角膜移植術 水晶体摘出術 眼内レンズ挿入術 虹彩切開術 網膜剥離復位術 網膜光凝固術 硝子体切開術 等
聴 覚 障 が い	外耳道形成術 鼓膜形成術 人工内耳埋め込み術 等
小 腸 機 能 障 が い	中心静脈栄養法及びこれに伴う医療
免 疫 機 能 障 が い	抗HIV療法 免疫調整療法 他HIV感染に対する医療 等
音声・言語、そしゃく機能障がい	口唇形成術 口蓋形成術 人工喉頭形成術 等

自立支援医療費（育成医療）支給事業

18歳未満の身体に障がいのある児童、または将来において障がい児となるおそれのある児童に対し、障がいを軽くしたり回復させるための治療（手術）を受ける場合の医療費の一部を支給します。

《 手続きに必要なもの 》

- 指定医療機関の意見書
- 身体障害者手帳（持っている場合）
- 健康保険証（世帯全員分）
- 認め印
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの



《 対象となる疾患の例 》

障がい区分	具 体 例
肢 体 不 自 由	先天性股関節脱臼 斜頸 内反足 外反足 多（合）指（趾）症 ペルテス病 脊柱側湾症 髄膜瘤 水頭症 病的脱臼 O脚 X脚 偽関節 拘縮 くる病 変形性股関節症
視 覚 障 が い	斜視 眼瞼下垂症 眼瞼内（外）反症 白内障 下斜筋過動症 網膜はく離 眼瞼欠損
聴覚・平衡機能障がい	感音難聴 慢性中耳炎 外耳奇形 中耳奇形 小耳症 外耳道閉鎖症
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂 口唇裂 口唇口蓋裂
心 臓 機 能 障 が い	心内膜床欠損症 三尖弁閉鎖症 心室中隔欠損症 心房中隔欠損症 心室頻拍 総肺動脈環流異常症 大動脈縮窄症 大血管転位症 単心室症 動脈管開存症 肺動脈狭窄症 肺動脈閉鎖症 ファロー四徴症 両大血管右室起始症
腎 臓 機 能 障 が い	慢性腎不全（人工透析） 腎移植術（抗免疫療法含む）
小 腸 機 能 障 が い	小腸閉鎖症 ヒルシュスプルング病 中心静脈栄養法
そ の 他 内 臓 障 が い	水腎症 漏斗胸 鎖肛 尿道下裂 尿道閉鎖 食道閉鎖 空腸狭窄症 停留精巣
免 疫 機 能 障 が い	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

自立支援医療費（精神通院医療）支給事業

精神保健福祉法第5条に定める精神疾患（※）をお持ちの方の、通院治療にかかる医療費の一部を支給します。

※精神疾患… 統合失調症、うつ病等気分障害、妄想性障害、てんかん、
症状性を含む器質性精神障がい、その他精神疾患

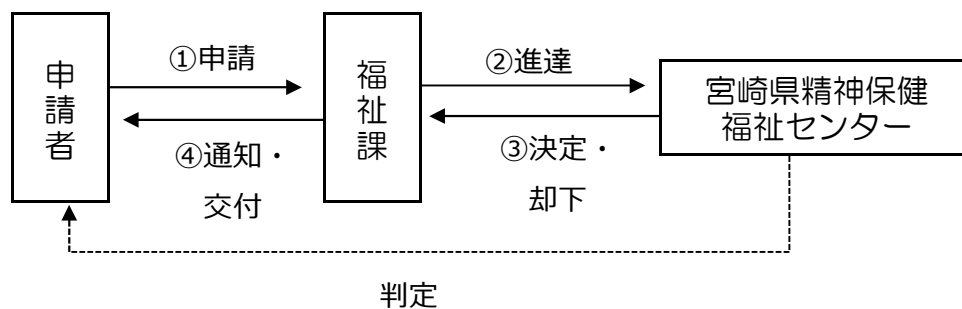
《 手続きに必要なもの 》

- 自立支援医療用診断書（2年に1度の提出になります）
※新規または有効期限切れの方、前回診断書を省略された方は必要です
- 健康保険証
- 自立支援医療受給者証（更新の場合）
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

◎精神障害者保健福祉手帳との同時申請

精神障害者保健福祉手帳（診断書による申請）と同時に申請ができる場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

《 手続きの流れ 》



後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者を対象とした医療保険制度です。65歳以上で下記いずれかに該当する方も対象となる場合があります。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳1級～3級、または4級の交付を受けている方
（4級の場合は、障がいの種類等制限があります）
- 療育手帳Aの交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- 障害基礎年金の年金証書をお持ちの方

《 手続きについて 》

以下のものをお持ちの上、ほけん課窓口へお越しください。

- 障がいの程度を証明する書類等
（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書 等）
- 現在加入している医療保険の保険証
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 自己負担額 》

- 病院を受診された場合は、保険証に記載された負担割合に応じて自己負担していただきます。
- 自己負担割合は、本人や世帯の所得により決まります。

※後期高齢者医療の対象となると、現在加入している医療保険の資格は喪失することとなります。その際、別途喪失の手続きが必要となります。

《 問合せ先 》	ほけん課	TEL 0984-23-0116
	須木庁舎住民生活課	TEL 0984-48-3132
	野尻庁舎住民生活課	TEL 0984-44-1100

Ⅲ 障がい者福祉

2 手当、年金制度

特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、下記の表の障がいが2つ以上あるか、それと同等以上の状態であると認められた方に支給されます。

- 1 ・両眼の視力の和が0.03以下の方、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の方
 ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下の方
 ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の方
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをする方、または両上肢のすべての指を欠く方、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをする方
- 4 両下肢の機能に著しい障がいをする方、または両下肢を足関節以上で欠く方
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいをする方
- 6 前各号にかかげるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活をひとりで行うことが難しい方
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方

《 支給要件 》

- 20歳以上であること
- 施設（※）に入所していないこと
 （※）施設によっては支給対象となります（例：グループホーム、有料老人ホームなど）
- 病院または診療所、老人保健施設に継続して3か月を超えて入院（入所）していないこと
- 所得が基準額以内であること

《 手続きに必要なもの 》

- 特別障害者手当認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳（持っている場合）
- 障害年金等非課税収入がある方は収入のわかる書類
- 認め印
- 本人名義の通帳
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手当額 》

月額 28,840円（令和6年4月1日現在）

《 支給月 》

支給月	5月期	8月期	11月期	2月期
対象月	2・3・4	5・6・7	8・9・10	11・12・1

※申請月の翌月分から支給対象となります。

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする状態で、下記の表の障がいに該当すると認められた児童に支給されます。

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の方
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有する方
- 4 両上肢のすべての指を欠く方
- 5 両下肢の用を全く廃した方
- 6 両大腿を2分の1以上失った方
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する方
- 8 前各号にかかげる方のほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度の方
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方

《 支給要件 》

- 20歳未満であること
- 施設（※）に入所していないこと
（※）施設によっては支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。
- 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと
- 所得が基準額以内であること

《 手続きに必要なもの 》

- 障害児福祉手当認定診断書
- 身体障害者手帳または療育手帳（持っている場合）
- 認め印
- 本人名義の通帳
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手当額 》

月額 15,690 円（令和6年4月1日現在）

《 支給月 》

支給月	5月期	8月期	11月期	2月期
対象月	2・3・4	5・6・7	8・9・10	11・12・1

※申請月の翌月分から支給対象となります。

特別児童扶養手当

身体または精神の障がい状態が、別表に掲げる程度である20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

《 対象者 》

20歳未満の障がいのある児童を養育している父母または養育者

《 支給要件 》

- 児童が障害年金等を受給していないこと
- 所得が基準額以内であること
- 児童が施設に入所していないこと

《 手続きに必要なもの 》

- 特別児童扶養手当診断書
(請求日の属する月またはその前月に作成されたもの)
- 身体障害者手帳または療育手帳(持っている場合)
- 戸籍謄本(発行日から1ヶ月以内のもの)
- 通帳(請求者本人名義) ※所得が多い方が請求者になります
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 手当額 》

- 障がいの程度が重度の場合(特児等級1級)
… 月額 55,350円(令和6年4月1日現在)
- 障がいの程度が中度の場合(特児等級2級)
… 月額 36,860円(令和6年4月1日現在)

※特児等級は、身体障害者手帳または療育手帳の等級とは異なります。

《 支給月 》

支給月	4月期	8月期	12月期
対象月	12・1・2・3	4・5・6・7	8・9・10・11

※請求月の翌月分から支給対象となります。(県からの振込になります)

※各支給月の11日が振込日です。(休日の場合は前営業日)

※認定は宮崎県が行います。(申請から決定までに数ヶ月かかります。)

※障害の状態によっては認定されない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

○別表 特別児童扶養手当障害等級表

1 級	2 級
1 両眼の視力の和が0.03以下のもの	1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	2 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	5 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	6 平衡機能に著しい障害を有するもの
7 両上肢のすべての指を欠くもの	7 そしゃくの機能を欠くもの
8 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの	8 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
9 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	9 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
10 両下肢を足関節以上で欠くもの	10 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
11 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	11 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	12 一上肢のすべての指を欠くもの
13 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	13 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	14 両下肢のすべての指を欠くもの
	15 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	16 一下肢を足関節以上で欠くもの
	17 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	18 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	19 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	20 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

重度障がい児年金

特別児童扶養手当1級に該当する障がい児を養育している父母または養育者に対して支給されます。

《 対象者 》

特別児童扶養手当1級に該当する、障がいのある児童を養育している父母または養育者

《 支給要件 》

- 児童が障害年金等を受給していないこと
- 児童が施設に入所していないこと

《 手続きに必要なもの 》

- 認め印
- 保護者名義の通帳

《 手当額 》

月額 3,000円

《 支給月 》

支給月	9 月 期	3 月 期
対象月	4・5・6・7・8・9	10・11・12・1・2・3

※申請月の翌月分から支給対象となります。



心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方を扶養している方が、死亡または重度の障がいを有する状態となった場合、障がいのある方に一定の年金を支給し、生活の安定を図る制度です。

《 加入できる方 》

次のいずれかに該当する障害のある方を扶養している65歳未満の健康な方

- (1) 知的障がい
- (2) 身体障害者手帳1級から3級に該当する障がい
- (3) 精神または身体の障がいのうち、その程度が(1)または(2)と同程度で、永続的であると認められる障がい

《 掛け金 》

加入時の年度の4月1日時点の年齢で決定されます。障害のある方1人につき2口まで加入できます。掛け金の減免制度もあります。

《 年金額 》

加入者が死亡したり、重度の障がいがある状態になったときに、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が支給されます。

《 加入の手続き 》

次の書類の提出が必要です。まずは福祉課へお問い合わせください。

- 加入等申込書
- 申込者及び障害のある方の住民票の写し
- 申込者（被保険者）告知書
- 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類（障害者手帳及び年金証書等）
- 年金管理者指定届書 ※管理者が必要な場合のみ



Ⅲ 障がい者福祉

3 障がい者福祉サービス

補装具費支給事業

身体障がい者（児）や難病患者の身体能力を回復・向上させるために必要な補装具の購入、修理に要する費用を支給する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- ※介護保険制度が優先します。

《 補装具種目例 》

障がい区分	交 付 種 目
肢 体 不 自 由	義手 義足 下肢装具 体幹装具 上肢装具 歩行器 座位保持装置 車いす 歩行補助つえ 等
視 覚 障 が い	視覚障害者安全つえ 眼鏡 義眼 等
聴 覚 障 が い	補聴器

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 認め印
- 補装具費支給意見書（用具によっては不要な場合有り）
- 状況調査書
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 留意事項 》

- 必ず購入前・修理前に相談・申請をお願いします。
（購入・修理後の申請は助成できません）
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 各補装具種目に基準額・耐用年数があります。（基準額を超えた額は自己負担）
- 障がいの種別等によって、交付できる補装具種目の内容が変わります。
- 補装具種目によっては、宮崎県身体障害者相談センター（宮崎市）での判定が必要です。ただし、判定を小林市で行える巡回相談があります。日程等については、福祉課にお問い合わせください。

《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）



日常生活用具給付事業

在宅で生活している障がい者（児）または難病患者の日常生活における利便性を向上させるための用具を給付する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- ※介護保険制度が優先します。

《 給付品目例 》

障がい区分	給 付 品 目
肢 体 不 自 由	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 移動・移乗支援用具 頭部保護帽 特殊便器 収尿器 訓練いす（児童のみ） 訓練用ベッド 等
視 覚 障 が い	電磁調理器 視覚障がい者用体温計・体重計・時計 情報・通信支援用具 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 点字タイプライター 視覚障がい者用拡大読書器 点字器 点字図書 等
内 部 障 が い	透析液加温器 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 ネブライザー ストマ用装具 動脈血中酸素飽和度測定器 等
聴 覚 障 が い	聴覚障がい者用屋内信号装置 聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置 等
言 語 機 能 障 が い	人工喉頭 携帯用会話補助装置 人工鼻 等
共 通	火災警報器 自動消火器 住宅改修費（→次頁へ） 等

※小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付事業もあります。詳細についてはお問い合わせください。

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 認め印

《 留意事項 》

- 必ず購入前に相談・申請をお願いします。（購入後の申請は助成できません）
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 各品目に基準額・耐用年数があります。（基準額を超えた額は自己負担）
- 障がいの種別等によって、給付できる品目の内容が変わります。

《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

日常生活用具給付事業（住宅改修）

日常生活用具給付事業の住宅改修について、給付までの流れを説明します。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち
 - 視覚・下肢・体幹機能障がい 1～3級の方
 - 乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい 1～3級の方
 - 上肢機能障がい 1・2級の方
 - 厚生労働省の指定する難病に該当し、下肢または体幹機能障がいのある方
- ※介護保険制度が優先します。

《 給付内容 》

- 対象者の移動等を円滑にする用具で、給付対象範囲は次に掲げる範囲です。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または道路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号に付帯して必要となる住宅改修

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
- 住宅改修予定箇所の工事図面
- 改修にかかる施工業者の改修工事見積書
- 認め印

《 給付までの流れ 》

- 申請を受け付けたのち、福祉課職員が改修箇所の確認にご自宅に伺います。
- 給付決定後、申請者に「給付決定通知書」を送付しますので、その後、改修工事に着工してください。
- 改修終了後、改めて、福祉課職員が改修箇所の確認にご自宅に伺います。
- 支払いについては、福祉課から施工業者に公費負担分をお支払いします。申請者に自己負担額がある場合は、直接施工業者にお支払いください。

《 留意事項 》

- **必ず工事前に相談・申請をお願いします。（工事後の申請は助成できません）**
- 原則として基準額内費用の1割が自己負担となります。世帯の住民税額等に応じて判断し、所得制限もあります。
- 基準額は200,000円で、基準額を超えた額は全額自己負担となります。
- 助成は、当該住宅につき原則1回です。

《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

自動車改造費の助成

身体に重度の障がいのある方の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るため、自動車の改造に直接要する経費を助成します。

改造前に申請しなければ、助成対象となりません。

※障がい者本人が運転できるように改造するための助成です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の交付を受けた方
(上肢、下肢、体幹にかかるもの)



《 助成要件 》

- 世帯の所得が基準額以内であること
- 身体に応じた操行装置及び駆動装置を自動車に講ずる必要があること

《 助成額 》

- 対象経費の額とし、10万円を限度とする

《 手続きの流れ 》



①の申請時に必要な書類

※申請書は窓口にあります。

- 身体障害者手帳
- 運転免許証
- 見積書
- 改造前写真
- カタログの写し
- 世帯の所得証明書 (必要な方のみ)
- 印鑑

③の事業実績報告時に必要な書類

- 実績報告書
- 改造証明書
- 改造後写真
- 車検証写し
- 助成金請求書
- 印鑑

《 問合せ先 》 福祉課 (TEL 0984-23-0111)

運転免許取得費の助成

身体に重度の障がいのある方の社会活動を容易にして自立更生の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

教習所等入校前にご相談ください。免許取得前に申請しなければ、助成対象となりません。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳 1～3 級の交付を受けた方
- 身体障害者手帳 4～6 級の交付を受けた方で道路交通法により自動車に改造の必要な方及び補聴器の使用を必要とされている方

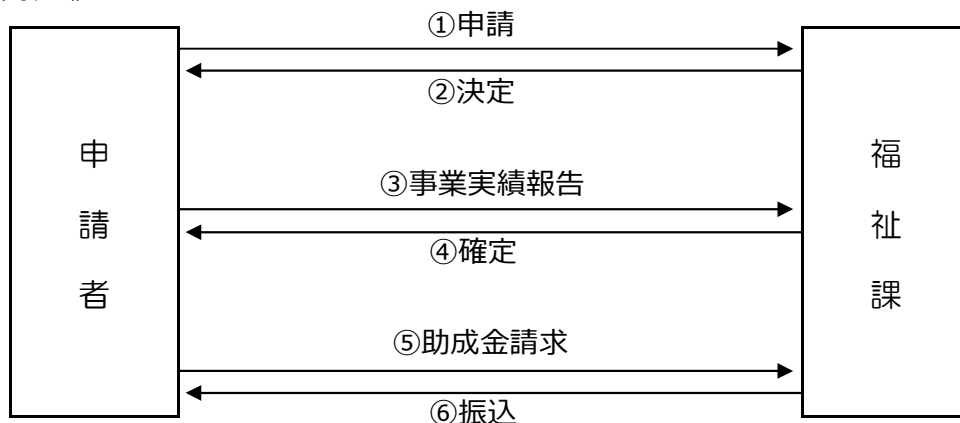
《 助成要件 》

- 世帯の所得が基準額以内であること

《 助成額 》

対象経費の 3 分の 2 以内の額とし 10 万円を限度とします

《 手続きの流れ 》



①の申請時に必要な書類

※申請書は窓口にあります。

- 身体障害者手帳
- 教習所に受講予定であることを証する書類
- 教習所の教習料金を明らかにする書類
- 免許取得についての適性を証する書類
(適性相談を受けた場合)
- 世帯の所得証明書 (必要な方のみ)
- 印鑑

③の事業実績報告時に必要な書類

- 実績報告書
- 運転免許証
- 教習料金の領収書
- 助成金請求書
- 印鑑



《 問合せ先 》 福祉課 (TEL 0984-23-0111)

障がい福祉サービス等

障害者総合支援法に基づくサービスの内容は、大きく「自立支援給付（障がい福祉サービス）」と「地域生活支援事業」に分かれます。

自立支援給付（障がい福祉サービス）

- … 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

地域生活支援事業

- … 地域や利用者の実情に応じて、市町村と都道府県が協力して実施する事業です。

《 対象者 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある方
- 厚生労働省の指定する難病に該当する方
- 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある児童

《 手続きに必要なもの 》

- ① 上記対象者に該当することのわかる手帳や証書、診断書等
- ② 認め印
- ③ 年金額のわかるもの（年金受給者のみ）
- ④ 健康保険被保険者証、限度額認定証（療養介護医療申請者のみ）
- ⑤ マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

※地域生活支援事業のみの利用の場合は、①、②のみ必要です。

《 申請から利用までの流れ 》

- (1) 対象者は、福祉課窓口にて申請の手続きを行う。

(★) 希望するサービスによっては、障がい支援区分の認定が必要となります。
その場合、医師意見書の提出、調査員による訪問調査が行われます。
注) 児童は障がい支援区分はありません。

- (2) 対象者は、特定相談支援事業所と契約、サービス等利用計画案作成を依頼する。

※サービス等利用計画とは、対象者の生活等の課題、支援方針等に合わせて適切なサービスの組み合わせを記載したもので、支給決定の根拠となります。

※小林市指定の特定相談支援事業所はP102に掲載しています。

- (3) 特定相談支援事業所は、福祉課へ計画案を提出する。

- (4) 福祉課は、サービスの支給決定及び受給者証を発行し、対象者へ送付する。

- (5) 対象者は、利用事業所と契約し、利用を開始する。

- (6) 一定期間ごとに、相談支援専門員によるモニタリングが行われます。

※地域生活支援事業のみの利用の場合は、(1) → (4) → (5) の流れになります。

《 問合せ先 》 福祉課（TEL 0984-23-0111）

《 利用料 》

原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

《 各種サービスの内容 》

○介護給付 （障がい支援区分の認定が必要なサービス） ※：18歳以上のみ利用可

サービス名称	内 容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護（※）	重度の障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護（※）	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護（※）	常に介護を必要とする方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援（※）	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○訓練等給付 （障がい支援区分に関わらず利用できるサービス（共同生活援助を除く））

サービス名称	内 容
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名称	内 容
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、企業等と連絡調整を行い、雇用に伴い生じる課題についての相談、助言を行います。
自立生活援助	居宅での生活を営む上での問題について、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等自立した日常生活を営むための環境整備を行う。

○地域生活支援事業

※：18歳以上のみ利用可

サービス名称	内 容
日中一時支援	自宅で介護をする方が、病気や冠婚葬祭等の場合に、日中の一時的な通所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
移動支援	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行います。(通勤、通学、営業活動等に係る外出を除く)
訪問入浴サービス	自宅で入浴することが困難な方に、訪問入浴車を用いて入浴介護等を行います。
地域活動支援センター Ⅰ型(※)	相談支援事業について、実施または委託を受けている事業者が障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センター Ⅱ型(※)	地域において雇用、就労が困難な在宅障がい者に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター Ⅲ型(※)	小規模作業所の実績を5年以上有する事業者が、障がい者に創作活動、生産活動の機会の提供を行います。

◎ この他に地域生活支援事業には、

障がい者相談支援事業(にしろ基幹相談支援センター)(P69)、

日常生活用具給付事業(P42)、

意思疎通支援事業(手話通訳者派遣)(P52)

等があります。

※小林市内の各種サービス提供事業所は巻末に掲載しています。

児童通所

児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対し、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

児童福祉法においては、当サービス名称は「障害児通所」となっています。

《 対象児 》

- 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい含む）のある児童
 - 保健センターにおける健診（相談）、医師等により療育の必要性が認められた児童
- ※手帳の有無は問いません。

《 手続きに必要なもの 》

- 上記対象児に該当することのわかる手帳や証書、診断書（意見書）等
- 認め印
- 児童調査票（福祉課にあります）
- マイナンバーカード等個人番号のわかるもの

《 申請から利用までの流れ 》

- （１） 対象児の保護者は、福祉課窓口にて申請の手続きを行う。
※申請者は、対象児の保護者（監護者）となります。
- （２） 申請者は、特定障害児相談支援事業所と契約、サービス等利用計画案作成を依頼する。
※サービス等利用計画とは、対象者の生活等の課題、支援方針等に合わせて適切なサービスの組み合わせを記載したもので、支給決定の根拠となります。
※小林市指定の特定障害児相談支援事業所は102頁に掲載しています。
- （３） 特定障害児相談支援事業所は、福祉課へ計画案を提出する。
- （４） 福祉課は、サービスの支給決定及び受給者証を発行し、申請者へ送付する。
- （５） 申請者は、利用事業所と契約し、利用を開始する。
- （６） 一定期間ごとに、相談支援専門員によるモニタリングが行われます。

《 利用料 》

原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

《 児童通所の種類と内容 》

種 類	内 容	対象児
児童発達支援	通所施設に通所して、日常生活における基本的な動作や言語の指導、集団生活への適応訓練などを行います。医療の提供がある場合には、医療型児童発達支援となります。	未就学児
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がいにより、外出が著しく困難な場合など、児童本人の状態を理由として外出ができない場合に、自宅を訪問して発達支援を提供します。	未就学児
放課後等 デイサービス	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行い、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	就学児
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または今後利用する予定の児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用促進を行います。	専門的な支援が必要と認められた児童

※小林市内の児童通所事業所は、P104～105に掲載しています。



緊急通報システム（聴覚・言語機能障がい）

消防本部には、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ、音声によらない（文字による）方法で通報できるシステム（NET119、メール119、FAX119）を備えています。

小林市を管轄する西諸広域消防本部は、NET119、メール119、FAX119のすべてのシステムに対応しています。

NET119（ネット119）

緊急要請や火災の通報に、登録済みのGPS機能を有効にした携帯電話、スマートフォン等からインターネット機能を利用して、チャット形式で救急車や消防車の出動を要請することができます。

《登録方法》 ※事前登録が必要です。

- 登録方法は、ご使用中の携帯通信端末で右記QRコードを読み取り取るか、専用アドレス「r.nishimoro@net119.speechan.jp」宛てに空メールを送信してお手続きください。
- 対応機種については、お問い合わせください。



メール119

自宅や外出先で、急に気分が悪くなったり、火事を発見したときなどに、インターネットに接続されたパソコンや携帯電話等から電子メールを使って、救急車や消防車の出動を要請することができます。

《登録方法》 ※事前登録が必要です。

- 所定の登録届出書に必要な事項を記入の上、西諸広域消防本部に提出ください。
- 登録届出書提出後のお手続きについては、お問い合わせください。
- 登録届出書の様式は、西諸広域消防本部もしくは小林市福祉課にあります。

FAX119（ファックス119）

緊急時に電話通話による通報に代えて、FAXで通報できます。

メール119と比べ、確実な通報ができるので、在宅中の通報にぜひご利用ください。

《利用方法》 ※事前登録は不要です。

- 救急や火災の内容、住所、目標物、氏名等を記載した用紙を、FAXで局番無しの「119」番に送信してください。
- あらかじめ必要事項を記入した用紙を用意しておくとう便利です。
- 専用の用紙が、西諸広域消防本部もしくは小林市福祉課にあります。

《問合せ先》 西諸広域消防本部 警防指令課
TEL 0984-23-0119 FAX 0984-23-2034

手話通訳者等派遣事業

聴覚障がい者等が日常生活を営む上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加を促進します。

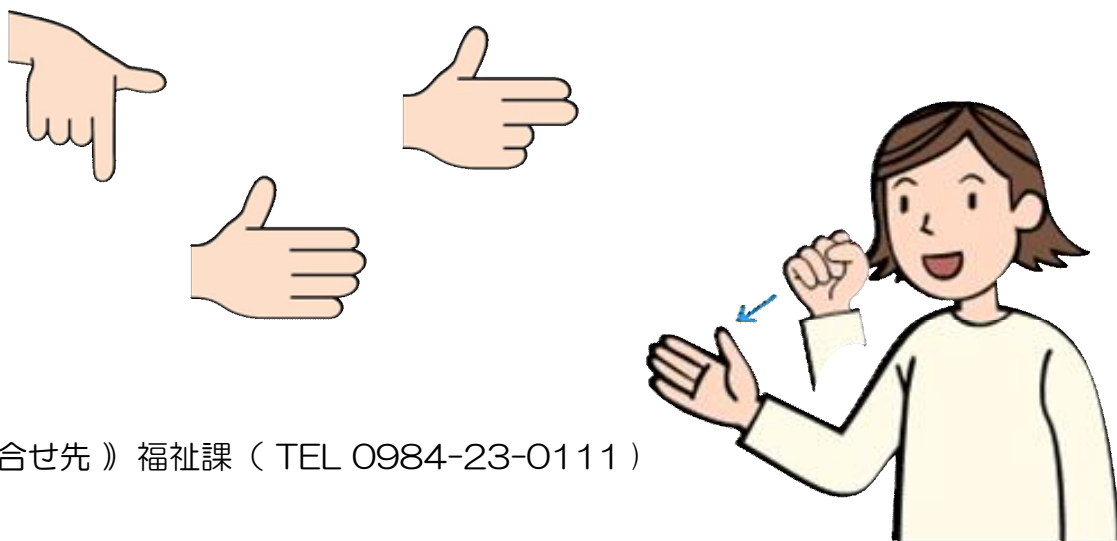
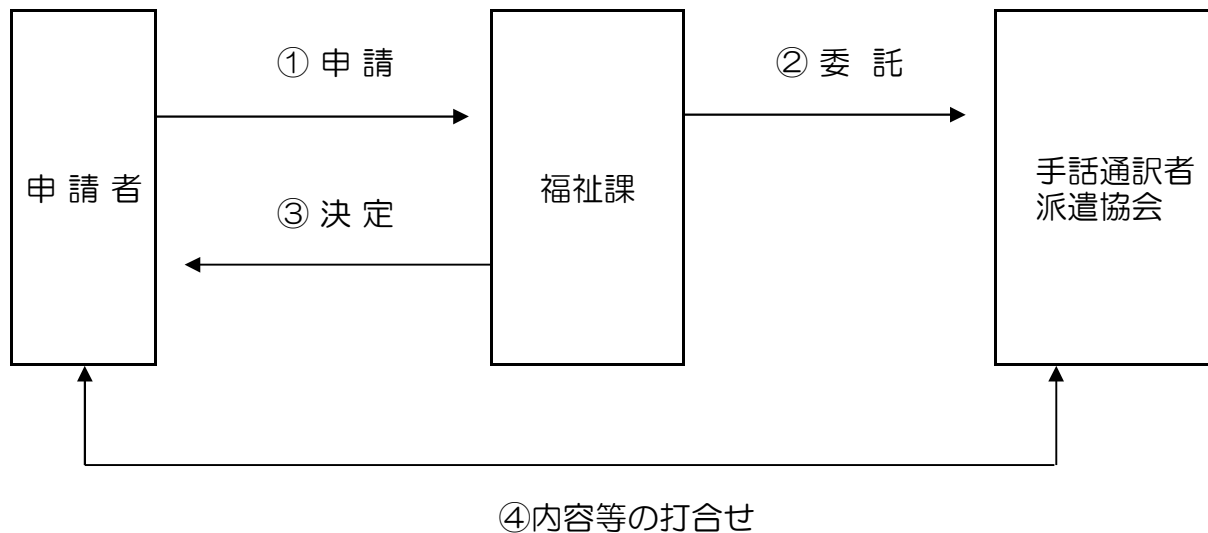
《 派遣対象 》

- 小林市が開催する行事
- 上記行事以外で公共性が認められるもの
- 身体障害者手帳所持者

《 事業の委託先 》

小林市手話通訳者派遣協会

《 申請手順 》



《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

手話奉仕員養成事業

聴覚障がいのある方などのために、手話による通訳を行うのに必要な手話の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講座を開催します。

《 受講資格 》

- 小林市に住所を有している方
- 高校生以上で、手話等、福祉に興味のある方

《 カリキュラム 》

- 入門課程講習
相手の簡単な手話が理解でき、手話によるあいさつ・自己紹介ができるレベル
- 基礎課程講習
相手の手話が理解でき、手話で日常会話ができるレベル
- 上級課程講習
全国手話研修センターが実施する全国手話検定試験の検定級準1級に相当する技能を有し、手話通訳活動が可能なレベル

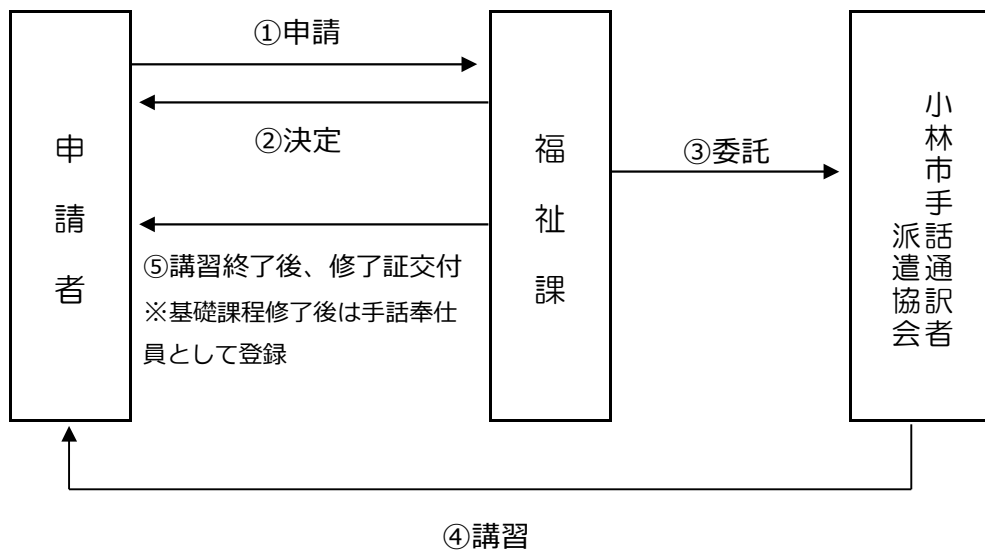
※入門課程・基礎課程終了後は、その受講課程講習ごとに修了証書を交付します。
※基礎課程は、入門課程修了者または入門課程修了者と同程度の能力を有する方が受講できます。
※基礎課程終了後は、手話奉仕員登録者名簿に登録されます。
※上級課程終了後は、上級課程修了者名簿に登録されます。



《 受講費用 》

500円（テキスト代）

《 受講までの流れ 》



《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

パソコンノートテイク養成事業

手話習得が困難な聴覚障がい者等のコミュニケーションの手段として、パソコンテイクを行うのに必要な知識及び技術を習得したパソコンノートテイクを養成する講座を開催します。

パソコンノートテイク … パソコンによる要約筆記のこと
パソコンノートテイク … パソコンノートテイクを行う方のこと

《 受講資格 》

- 小林市に住所を有している方
- 高校生以上で、手話等、福祉に興味のある方



《 講習内容 》

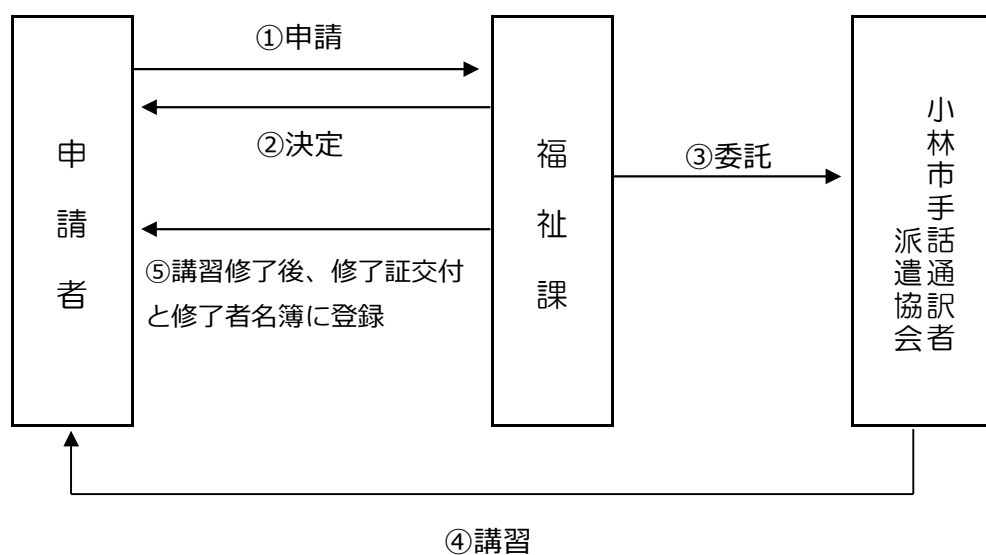
- (1) 聴覚障がい者の基礎知識
- (2) 要約筆記の基礎知識
- (3) 手書き、またはパソコンを活用した要約筆記の方法と実技
- (4) 日本語の基礎知識
- (5) 関連機器（オーバーヘッドプロジェクター等）の構造と取扱い
- (6) 社会福祉事業の概要

※講習修了後は、修了証書を交付するとともに、パソコンノートテイク養成講習修了者名簿に登録されます。

《 受講費用 》

無 料 ※必要に応じて、教材費等の自己負担がある場合があります。

《 受講までの流れ 》



《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

緊急通報システム事業

Ⅱ 高齢者福祉 3 高齢者福祉サービス P23を参照ください。

福祉タクシー料金助成事業

Ⅱ 高齢者福祉 3 高齢者福祉サービス P23を参照ください。

訪問給食サービス事業

Ⅱ 高齢者福祉 3 高齢者福祉サービス P24を参照ください。

寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業

Ⅱ 高齢者福祉 3 高齢者福祉サービス P26を参照ください。

《 問合せ先 》 長寿介護課 23-1140

Ⅲ 障がい者福祉

4 各種控除、減免、割引制度

所得税・住民税の控除

障がいのある方が納税義務者本人、その配偶者、扶養親族の場合、所得税・住民税の所得控除が受けられます。

■ 対象者と控除額

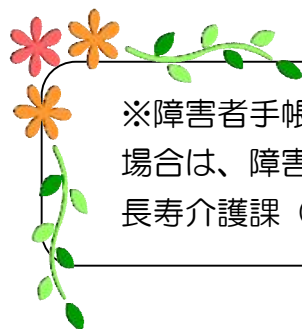
	特別障害者控除	障害者控除
対象者	身体障害者手帳1級、2級の方	身体障害者手帳3級～6級の方
	療育手帳Aの方	療育手帳B程度の方
	精神障害者保健福祉手帳1級の方	精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方
所得税	所得金額から40万円が控除	所得金額から27万円が控除
住民税	所得金額から30万円が控除	所得金額から26万円が控除
	※同居の場合、加算あり	

■ 控除を受けるには

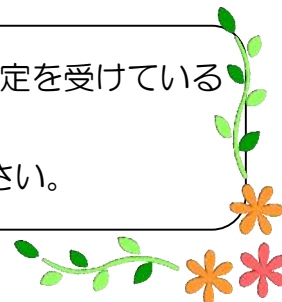
年末調整あるいは申告時に勤務先・税務署等へ申し出てください。

■ 問合せ先

税務課	TEL 0984-23-0115
須木庁舎住民生活課	TEL 0984-48-3132
野尻庁舎住民生活課	TEL (代)0984-44-1100
小林税務署	TEL 0984-23-3126



※障害者手帳をお持ちでなくても、介護保険の要介護認定を受けている場合は、障害者控除対象者になる場合がありますので、長寿介護課（TEL 0984-23-1140）へご相談ください。



自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方が使用する自動車又は生計を同一にする家族がその障がいのある方のために使用する自動車にかかる自動車税等を1台分減免する制度です。

■減免を受けられる方

手帳の種類および障がいの区分		障がいの等級	
		本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
	上肢機能障がい	1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載がある者に限る。）	
	下肢機能障がい	1級～6級	1級、2級及び3級の1
	体幹機能障がい	1級～3級及び5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1及び2級（両上肢に障がいがある者に限る。）
		移動機能障がい	1級～6級 1級～3級
	心臓機能障がい	1級及び3級	
	じん臓機能障がい	1級及び3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
	呼吸器機能障がい	1級及び3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
	小腸の機能障がい	1級及び3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
	併合障がい	1級～4級	1級～3級

手帳の種類及び 障がいの区分	障がいの等級	
	本人運転の場合	生計同一者の 運転の場合
療 育 手 帳	総合判定A	総合判定A (ただし、特別支援学校への 通学に使用する者について は、B-1及びB-2を含む。)
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	障がい等級 1級	

■自動車の運転者と所有者との関係

運転者	障がい者の状況		所有（取得）者名義
障がい者本人			障がい者本人
障がい者と生計を 同一にする方	障がい者 が18歳以上 の場合	減免の対象となる障 がいの等級の療育手 帳又は精神障害者保 健福祉手帳の交付を 受けている方	本人又は障がい者と生計を 同一にする方
		上記以外の方	障がい者本人
	障がい者が18歳未満の場合		本人又は障がい者と生計を 同一にする方

■自動車の使用条件

障がい者本人が運転される場合の使用目的等は問いませんが、本人以外の生計を一にする方が運転される場合は、障がい者の医療機関への通院、幼稚園・学校などへの通学、保育所・福祉施設などへの通所及び仕事などのために使用される必要があります。この場合、少なくとも毎月数回（週1回）以上の継続性、反復性が認められなくてはなりません。

■申請期間等

	申請期間	申請場所
新たに自動車を取得する場合 (新規・転入・移転登録)	新規登録等の 手続きをする日	宮崎県税・総務事務所 課税第三課
既に所有している 自動車の場合	4月1日～5月31日	宮崎県税・総務事務所又は 小林県税・総務事務所

■減免申請手続（普通自動車）

障がい者本人が運転する場合

必要なもの

- 自動車税減免申請書
- 自動車税納税通知書
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証（4月1日現在）
- マイナンバーカード等

≪申請場所≫

宮崎県税・総務事務所

課税第三課

TEL 0985-51-4269

小林県税・総務事務所

TEL 0984-23-3194

障がい者と生計を一にする方が運転する場合

① 自動車税減免申請理由証明（願）書の交付を受けて下さい。

必要なもの

- 証明手数料 300円
- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 証明書（下記のいずれか）
 - ◇ 通学（通所）証明書
 - ◇ 通院証明書
 - ◇ 生業等の証明書
 - ◇ 在宅処遇に関する証明書

≪申請場所≫

福祉課 TEL 0984-23-0111

※精神障害者保健福祉手帳を

お持ちの方は小林保健所

TEL 0984-23-3118

② 交付された証明書を持って県税事務所で自動車の減免申請を行います。

必要なもの

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 自動車検査証
- 自動車税納税通知書
- 自動車税減免申請書
- 自動車税・自動車取得税減免申請理由証明（願）書等 又は自動車税等に係る常時介護証明書 ※交付日から2か月を超えないもの
- マイナンバーカード等（運転される方）

≪申請場所≫

小林県税・総務事務所

TEL 0984-23-3194

※ 詳細については、各申請場所へお問合せください。



軽自動車税の減免

障がい者本人が所有し、自ら運転する軽自動車又は障がい者のためにその生計を一にする方が所有あるいは運転する軽自動車税が減免される場合があります。減免を受けるには税務課で毎年申請を行わなければなりません。

ただし、減免の受けられる自動車は障がいのある方一人につき1台です。※自動車税（県税）の減免を受けている場合は受けられません。

※ 減免の申請期間は 納付期限までとなっています。それ以後の減免はできませんのでご注意ください。

詳細については、税務課へお問い合わせください。

■問合せ先

税務課 TEL 0984-23-0115



航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、国内の定期航空路線を利用される場合、航空運賃が割引されます。（種別・航空会社により介護者1名に限り割引対象になる場合があります。）なお、小児運賃の割引はありません。

※詳しい割引内容等については各航空会社にお問い合わせください。

鉄道運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、鉄道運賃が割引されます。なお、小児定期の割引はありません。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人 (12歳以上)	介護者	割引内容	
身体障害者手帳	第1種	○	○	介護者付の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人单独の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
	第2種	○	×	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	
療育手帳	重度：A	○	○	介護者付の場合	本人・介護者の普通、定期、回数乗車券、急行券が5割引
				本人单独の場合	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	普通乗車券が5割引 (片道101Km以上の場合に限る)	

※身体障害者手帳第2種及び療育手帳B-1、B-2の場合、本人が12歳未満ならば介護者1名の定期乗車券が5割引となります。

※詳しい割引内容等については、各鉄道会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対し、バス運賃が割引されます。

《 割引率 》



宮交バスの場合

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	普通乗車運賃5割引 定期乗車券3割引
	第2種	○	×	
療育手帳	重度：A	○	○	
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	
精神障害者保健福祉手帳		○	×	

- 介護者の割引適用は一人のみで、手帳に「介護付」シールの添付が必要です。
- 路線バスは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 県外へまたがる高速バス・特急バスは、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が割引の対象になります。
- 障がい者が小学生のときは、おとな普通運賃の半額の半額料金となります。
- 学齢未満の児童の場合、介護者が半額の料金となります。（児童は無料です。）

※詳しい割引内容等については、各バス運行会社にお問い合わせください。

カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に対し、カーフェリー運賃が割引されます。

《 割引率 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人	介護者	割引内容
身体障害者手帳	第1種	○	○	全等 5割引
	第2種	○	×	2等 5割引
療育手帳	重度：A	○	○	全等 5割引
	中度：B-1 軽度：B-2	○	×	2等 5割引

※詳しい割引内容等については、各フェリー会社にお問い合わせください。

駐車禁止除外

障がい者等が運転する自動車について、駐車禁止区域内でも、他の交通のさまたげにならないかぎり駐車できます。(ただし交差点直近及び横断歩道直近など、法律上駐車禁止・駐停車禁止となっている場所には駐車できません。)

《 対象者 》

手帳の種類			障がいの程度	
身体障害者手帳	視 覚 障 が い		1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴 覚 障 が い		2 級または 3 級	
	平 衡 機 能 障 が い		3 級	
	上 肢 不 自 由		1 級、 2 級の 1 または 2 級の 2	
	下 肢 不 自 由		1 級から 3 級までの各級	
	体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級または 2 級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	
		移動機能	1 級から 4 級までの各級	
	心 臓 機 能 障 が い		1 級または 3 級	
	じん臓機能障がい		1 級または 3 級	
	肝 臓 機 能 障 が い		1 級から 3 級までの各級	
	呼 吸 器 機 能 障 が い		1 級または 3 級	
	ぼうこう または直腸 機 能 障 が い		1 級または 3 級	
	小 腸 機 能 障 が い		1 級または 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級から 3 級までの各級		
療 育 手 帳			A	
精神障害者保健福祉手帳			1 級	

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳等
- 運転免許証
- 認め印

《 手続き 》

小林警察署・交通課で行ってください。
(TEL 0984-23-0110)

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がタクシーを利用される場合、手帳を見せるだけで料金が 1 割引されます。

おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難な方に対して、公共的施設に設置された身体障害者用駐車場等で使用できる県内共通の利用証を交付します。

区 分			交付基準	申請に必要なもの	有効期間
身体障害者手帳	視 覚 障 が い		4級以上	身体障害者手帳	なし
	平 衡 機 能 障 が い		5級以上		
	肢 体 不 自 由	上 肢	2級以上		
		下 肢	4級以上		
		体 幹	3級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上		
		移動機能	6級以上		
	心 臓 機 能 障 が い		4級以上		
	腎 臓 機 能 障 が い				
	呼 吸 器 機 能 障 が い				
	ぼうこう または直腸の機 能 障 が い				
	小 腸 機 能 障 が い				
	免 疫 機 能 障 が い				
	肝 臓 機 能 障 が い				
療 育 手 帳			A	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳			1 級	精神障害者保健福祉手帳	
高 齢 者			要介護2以上	介護保険被保険者証	
難 病 患 者			特定医療費(指定難病)受給者等	特定医療費(指定難病)受給者証等	
妊 産 婦			産前4ヶ月～ 産後3ヶ月	母子健康手帳	産後3ヶ月 まで
け が 人 等			けが等により車いす、 杖等を使用する方	医師の診断書	車いす、杖等の 使用期間 (1年以内)

※駐車区画に「おもいやり駐車場」の表示がある駐車場で利用できます。
 ※家族等が運転する車に同乗する場合も対象となります。

《 利用証申請・交付窓口 》

福祉課 (TEL 0984-23-0111)

申請の際は、上記の申請に必要なものをお持ちください。

有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けた方に対し、有料道路通行料が割引されます。

《 対象者および対象者の範囲 》

手帳の種類	種別または障害の程度	本人運転	介護者運転
身体障害者手帳	第1種	○	○
	第2種	○	×
療育手帳	重度：A	×	○

※介護者による運転の場合は、手帳所持者本人が同乗していることが要件です。

《 対象自動車の範囲 》

以下の要件をすべて満たす自動車で、障がい者1人につき1台のみ対象です。

● 車種要件

- 乗用自動車（定員10人以下） ○8ナンバー（車いす移動車等）
- 貨物自動車（定員4人以上10人以下のワンボックス車等）
- 二輪自動車（125cc超）

● 所有者要件

- 本人（その親族等）が所有する自家用乗用車等
- 日常的に介護している者が所有する自家用乗用車等（第2種の方）

※自動車を保有していない場合も割引適用が受けられます（要登録・ETC利用不可）

※事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合、親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など、割引の対象となります。

利用の流れは申請時の「有料道路における障害者割引制度のご案内」を確認してください。

《 割引内容 》

通常の通行料金の5割引

《 手続きに必要なもの 》

料金所利用の場合	ETC利用の場合
・身体障害者手帳または療育手帳 ・運転免許証 ・証明を受ける車の車検証 （自動車を保有していない場合は不要）	・身体障害者手帳または療育手帳 ・運転免許証 ・証明を受ける車の車検証 ・ETCカード（対象者が18歳以上の場合は対象者本人名義のものに限る） ・ETC車載器セットアップ証明書 ・証明手数料 300円

※ETC利用の場合オンライン申請が可能です

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

《 割引有効期間 》

有効期間は、証明を受けてから2回目の誕生日、もしくは手帳の再判定期日が2回目の誕生日以前の場合は手帳の再判定期日までとなります。

有効期限の2ヶ月前から更新の申請ができます。上記手続きに必要なものをお持ちの上、福祉課窓口へお越しいただくか、オンラインでの申請をお願いします。

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で下記の要件を満たす場合、NHK放送受信料の免除を受けることができます。

《 対象者 》

◎全額免除

世帯員が次のいずれかに該当し、世帯全員が市民税非課税である場合、全額免除

- 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 療育手帳の交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

◎半額免除

世帯主がNHK放送受信の契約者で、次のいずれかに該当する場合、半額免除

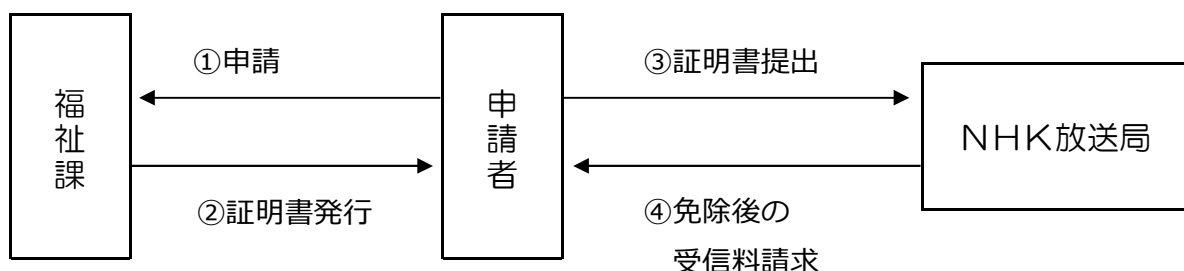
- 視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた方
- 身体障害者手帳1～2級の交付を受けた方
- 療育手帳Aの交付を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

※NHK受信料の免除に関する世帯は、住民票で世帯分離されていても同居している方全員が世帯構成員として含まれます。

《 手続きに必要なもの 》

- 身体障害者手帳等
- 認め印
- 証明手数料 300円(生活保護を受給されている方は、免除されます)

《 手順の流れ 》



《 問合せ先 》 福祉課（ TEL 0984-23-0111 ）

ヘルプマーク・ヘルプカード

「ヘルプマーク」は、外見から分からない障がいや難病を有している人が身につけることで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

《对象者》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類のいずれかを有している方
- 周りからの援助や配慮を必要としている方

《手続きに必要なもの》

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、難病を証する書類をお持ちの方は提示と申請書の記入
- 上記をお持ちでない方は申告書と申請書の記入



「ヘルプカード」は、障がい者、高齢者、妊産婦等などの人が、あらかじめ支援内容や緊急連絡先を記入しておき、災害時や日常生活で困ったときに、周囲に自分の状況への理解や支援を求めるために携帯しておくものです。

《对象者》

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、
けが人、病人など

《手続きに必要なもの》

手続きは不要です

項目	表示
あなたの支援が必要です。 ヘルプカード 宮崎県 (青い記号)	氏の名前 _____ 連絡先の電話番号 _____ 連絡先も、 _____ 何ん卒ほしい人の名前 _____ 何ん卒ほしいよの最良 _____ 私は、 _____ _____ してください。
	おかりつけ病院 _____ 親とのかゝり関係 _____

《 問合せ先 》 福祉課 (TEL 0984-23-0111)

Ⅲ 障がい者福祉

5 相談・援助体制

小林市障がい者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防止し、併せて養護者に対する支援等を実施するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、小林市障がい者虐待防止センターを設置しています。

《 障がい者虐待とは 》

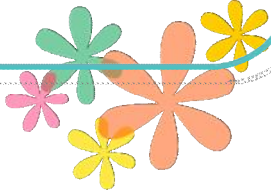
○ 障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ①養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居人）による虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等（福祉施設やサービス事業所の職員など）による虐待
- ③使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待



障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合や「もしかして虐待では？」と疑問をもたれた場合など、早期発見、早期対応のため下記までご連絡ください。



《 センターの場所、連絡先 》

小林市細野300番地
小林市役所 福祉課内
TEL 0984-23-0111

にしもろ基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

- 専門の相談員が、相談者（本人、家族、関係者など）の話を伺い、さまざまな困り事にどのような支援が必要なのか、そして、その必要な支援が受けられるように関係機関と連携しながら一緒に考えます。
- 相談は、センター窓口での相談のほか、自宅訪問や電話、電子メールでも受け付けます。
- 下記の相談日のほか、小林市、えびの市、高原町で巡回相談会を実施します。
- 相談は無料で、相談内容は秘密厳守します。

《 相談日 》

月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
土、日、祝日は電話で対応

《 相談時間 》

午前8時30分～午後5時15分

《 場所・連絡先 》

〒886-0003 小林市堤108番地1 小林市八幡原市民総合センター内
電 話 番 号 0984-22-2373
ファックス 0984-22-2358
ホームページ n-kikansoudan.net
メー ル info@n-kikansoudan.net

《 交通アクセス 》

小林駅から徒歩17分 小林市立病院から南に1km



こばやし障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる「総合窓口」です。障がいのある方が、身近な地域で安心して職業生活を送れるように関係機関と協力して、就業や生活上の支援を総合的に行います。

《 障がいのある方への支援内容 》

- センター窓口での相談
- 就職に向けての準備支援
- 職場開拓
- 就職後の定着支援
- 就業に伴う生活支援

《 企業への支援内容 》

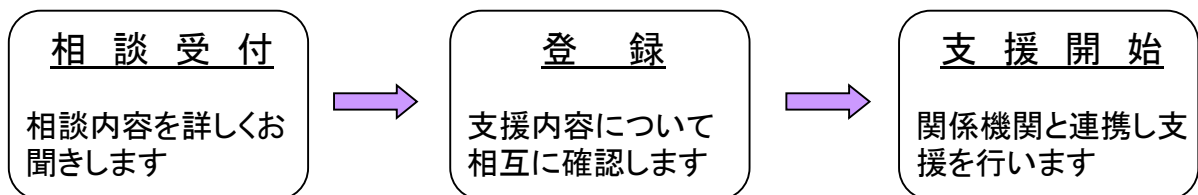
- 相談
- 情報提供
- 雇用後のアドバイス

※相談は無料です。 ※支援にあたっては、個人情報保護に十分に配慮します。

《 利用方法 》

当センターは登録制となっています。（企業の方は登録不要です）

支援が必要なのかをご本人と話し合った上で、登録申請の手続きの後、支援を開始いたします。



《 受付日 》

月曜日～土曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

《 受付時間 》

午前8時30分～午後5時15分

《 場所・連絡先 》

〒886-0008 小林市本町32番地
電話番号 0984-22-2539
ファックス 0984-48-0170
メール ikiki08@globe.ocn.ne.jp

《 交通アクセス 》

小林駅から徒歩2分 ※バス利用の場合：中央商店街バス停前

障がい者関係団体

小林市で活動している障がい者関係の団体です。障がいの種類や活動の内容によってさまざまな団体があります。

(令和6年3月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市あかつき福祉協会 会長 早田 孝信	小林市細野4488番地	TEL 23-5407 FAX 23-5414
小林市視覚障害者福祉会 会長 山下 美智雄	小林市水流迫215番地14	TEL 24-1945 FAX 24-1945
西諸聴覚障害者協会小林支部 支部長 徳永 吉朗	小林市堤108番地1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23-7060
NPO法人あゆみの会 理事長 飯谷 哲男	小林市細野4488番地	TEL 23-5407 FAX 23-5414
小林市手話通訳者派遣協会 会長 徳永 吉朗	小林市堤108番地1 〔八幡原市民総合センター内〕	FAX 23-7060

Ⅲ 障がい者福祉

6 行事について

障がい者スポーツ大会

障がい者の方々が参加するスポーツ大会が宮崎県主催で、毎年5月に開催されます。

《 対象者 》

次の全ての要件を満たす方が対象になります。

身体障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方

知的障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 療育手帳の交付を受けている方
または同程度の障がいのある方（施設入所者・学校在籍者）
- 宮崎県内に居住及び通学している方

精神障がい者の部

- 開催年の4月1日現在、13歳以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方
- 宮崎県内に居住及び通学している方



《 種目 》

身体障がい者の部

- 陸上競技
- 水泳
- 卓球
- アーチェリー
- フライングディスク
- ボッチャ

知的障がい者の部

- 陸上競技
- 水泳
- 卓球
- フライングディスク
- ボウリング

精神障がい者の部

- 卓球
- バレーボール
- ミニバレーボール
- グラウンド・ゴルフ



IV 子育て支援等

1 児童の健全育成

子育て支援子ども医療費助成

子どもの疾病等の治療を容易にし、福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的に、子どもが医療機関などで受診をしたときに、保険診療分の医療費の一部を助成します。

▼助成の対象期間

出生、転入の日から中学校卒業（15歳に到達する年度の3月31日）または転出する日まで。

▼助成方法

県内の医療機関を受診した場合

受診された医療機関で、受給資格証（緑色）と健康保険証を提示してください。

県外の医療機関の受診、資格証を提示しなかった場合

1. 受診された医療機関では、保険証を提示し、一部負担金をお支払いください。
2. こども課に、一部負担金領収書と申請書を提出してください。
3. 申請は医療機関を受診後、1年以内にしてください必要があります。

▼助成額

1. 0歳から小学校入学前まで
一診療報酬明細書(1レセプト)ごとの自己負担上限額 350円（調剤薬局は無料）
2. 小学校以上中学校卒業まで
一診療報酬明細書(1レセプト)ごとの自己負担上限額 800円（調剤薬局は無料）

▼助成の対象となるもの

医療機関の窓口で支払う保険診療の自己負担分等が対象となります。詳細は問い合わせください。

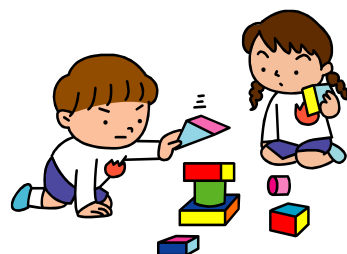
▼資格証の交付

○ 申請先

こども課	TEL 0984-23-1278
須木庁舎住民生活課	TEL 0984-48-3111
野尻庁舎住民生活課	TEL 0984-44-1100

○ 申請に必要なもの

- (1) 健康保険証（助成対象となる乳幼児または児童が加入するもの）
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）



児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、満15歳以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。手当を受け取るには、認定請求書(申請)を原則、誕生日や転入日の翌日から15日以内に提出する必要があります。

▼児童手当の支給額

支給対象年齢区分		児童1人につき一律	
		所得制限限度額未満	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満
		児童手当(円)	特例給付(円)
3歳未満		15,000	5,000
3歳以上 小学校修了前	第1子、第2子	10,000	
	第3子以降	15,000	
中学校修了前		10,000	

※手当の支給にあたっては、「対象となる児童の年齢や人数」「請求者の所得額」等により決定します。
 ※所得の判定は、前年の所得で判定します。(1月～5月分の児童手当は、前々年の所得で判定します。)この所得判定で所得上限限度額以上の請求者には手当が支給されません。
 ※「第3子以降」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

▼所得上限額表

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合)	812	1,040	1,048	1,276

▼認定請求に必要なもの

- ① 請求者名義の振込口座が分かるもの ② 本人確認書類(運転免許証等)
 ③ 請求者と配偶者等の個人番号のわかるもの(マイナンバーカード等) ④ 請求者の健康保険証
 ※出生や転入(転出予定日)等事実が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要となります。

▼児童手当の支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月の10日に、それぞれの前月分までの手当を支給します。(10日が金融機関が休業日になる場合は、その前の営業日となります。)なお、児童手当の支給は、認定請求した日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。

▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278

放課後児童クラブ・放課後児童支援事業

仕事等の理由で帰宅後に保護者が自宅にいない小学生に対し、適切な遊びと生活の場を提供します。

▼開設日

日曜日、祝日、年末年始を除く ※災害や感染症対策等による臨時休業の場合あり。

▼時 間

平日（学校のある日）／下校時～18：00

土曜日・長期休業期間・学校行事の振替休日／8：00～18：00

▼費 用

月額 3,000円

※その他、保護者会費・傷害保険料・雑費等が必要です。詳細は、児童クラブへ直接お問い合わせください。



クラブ名《令和6年4月1日現在》	住 所	電話番号
小林小放課後児童クラブ	小林小学校敷地内専用施設	0984-23-5083
細野小放課後児童クラブ	細野小学校余裕教室	0984-23-7234
南小放課後児童クラブ	南保育園内	0984-22-6221
こばと放課後児童クラブ	認定こども園こばと保育園内	0984-22-6692
みまつ放課後児童クラブ	認定こども園みまつ保育園内	0984-22-4446
三松小放課後児童クラブ	三松小学校敷地内専用施設	0984-23-8731
三松小第2放課後児童クラブ	三松公民館（認定こども園みまつ隣）	0984-23-8733
三松小第3放課後児童クラブ	農村環境改善センター研修室	0984-23-0755
東方放課後児童クラブ	東方保育園内	0984-22-3761
西小林放課後児童クラブ	認定こども園西小林保育園内	0984-27-1647
緑ヶ丘放課後児童クラブ	市役所第4別館隣【細野445番地2】	0984-22-3316
キッズサポートルーム HUG通り町	民家【細野1616番地2】	080-4699-7144
キッズサポートルーム HUG上ノ馬場	二口小児科医院跡【真方212番地1】	080-9106-7767
野尻放課後児童クラブ	野尻小学校前専用施設	0984-44-3636
紙屋小放課後児童クラブ	紙屋小学校余裕教室	0984-46-1888
栗須小放課後児童クラブ	栗須小学校余裕教室	0984-44-3385
大塚原放課後児童クラブ	大塚原認定こども園内	0984-44-0700
野尻保育園放課後児童クラブ	野尻保育園内	0984-44-1138
こばかん児童クラブ	小林看護医療専門学校内	0984-27-3010
須木中央保育園放課後児童クラブ※	須木中央保育園内	0984-48-2050

※小規模多機能・放課後児童支援事業

児童センター

地域子どもたちに健全な「遊び場」を与え遊びを通して体力増進を図り、情操豊かな子どもを育てるとともに、児童の保護者への育児支援を図る児童厚生施設です。市内に2ヶ所設置してあります。

▼利用対象者

児童及びその同伴者、団体利用申請者など

▼利用時間

- ・児童及びその同伴者 10:00～17:00
- ・団体利用（子供会や地域活動クラブなど） 9:00～21:00
（ただし、団体の利用は、事前申請が必要です。）

▼休館日

月曜日、第3日曜日、金曜日

国民の祝日に規定する日（ただし、こどもの日を除く）

12月29日から翌年1月3日まで

▼利用の制限

次に該当する場合は、児童センターの利用はできません

- インフルエンザなどの感染性疾患のおそれがある場合
- 秩序を乱すおそれがあるとみとめられる場合

▼児童の遵守行為

児童センターを利用する人は次のことをしてはいけません

- 建物または、設備を損傷し、または損傷のおそれがある行為
- 他の利用者に迷惑をかけるような行為



▼問合せ先

中央児童センター
西小林児童センター

TEL 0984-22-7916
TEL 0984-27-2470

児童遊園地

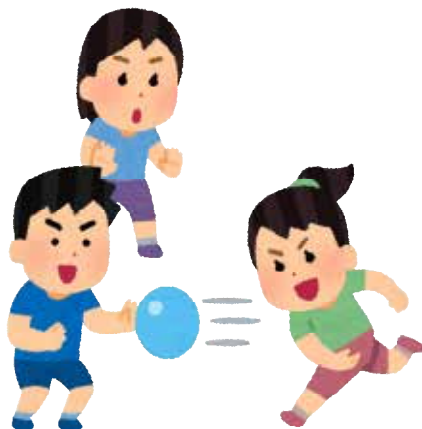
児童の遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的とした屋外型の児童厚生施設です。

■児童遊園施設一覧表

施 設 名		場 所
小林地区	上 町 児 童 遊 園	小林市細野2315番地4
	城 山 児 童 遊 園	小林市細野2991番地1
	細 野 児 童 遊 園	小林市細野4481番地
	八 幡 原 児 童 遊 園	小林市細野2347番地
	池 ノ 原 児 童 遊 園	小林市細野1932番地3
	橋 谷 児 童 遊 園	小林市北西方2545番地イ
	石 塚 児 童 遊 園	小林市北西方1076番地32
	新 田 場 児 童 遊 園	小林市真方5451番地1
須木地区	永 田 児 童 遊 園	小林市須木下田1157番地1
野尻地区	大 脇 児 童 遊 園	小林市野尻町三ヶ野山1317番地1
	野尻中央 児 童 遊 園	小林市野尻町東麓1159番地1

▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



児童プール

児童の遊び場を確保し、健全な育成を図ることを目的とした、屋外型の児童厚生施設です。3歳以上13歳未満の子どもが利用できます。（未就学児については保護者同伴）

▼利用できる児童プール

施 設 名	場 所
緑ヶ丘 児童プール	小林市細野503番地5（緑ヶ丘公園内）
細野 児童プール	小林市細野4472番地1（細野団地内）
新 竹 児童プール	小林市細野1755番地2（クリーン・アクア・ビバレッジ裏）

▼児童プール開設期間

夏休み期間中

（日程は毎年変わりますので、詳しくはこども課にお問合せください）

▼利用時間

10：00～12：00

13：00～16：00

▼定休日

毎週 金曜日（水の入替や清掃等のため）

（大雨や雷雨、台風等の気象に応じて臨時閉鎖する場合があります。）

▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278



地域子育て支援センター

専門の指導者を配置し、育児相談、育児サークルづくりなどの活動を通して、幅広く子育て支援活動を行っています。

▼事業の内容

- 育児不安等についての相談や指導
- 子育てサークル等の育成や活動支援 など

▼施設の名称・連絡先など

子育て支援センター 「チポリーノ館」

小林市細野735番地2

社会福祉法人こばと福祉会 こばと保育園敷地内

TEL 0984-22-2102

利用時間等	子育て相談	月曜日～金曜日	9:00～16:00
	チポリーノ広場	月曜日～金曜日	9:00～16:00

子育て支援センター 「おひさま」

小林市真方89番地1

小林市保健センター2F

TEL 0984-23-0320

利用時間等	月曜日～土曜日	9:00～12:00
		13:00～16:00

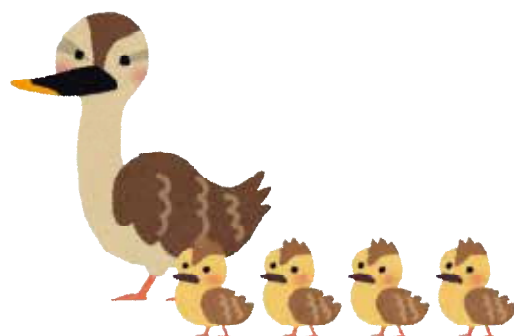
野尻のびのび子育て支援センター

小林市野尻町東麓2166番地2

野尻保育園となり

TEL 0984-44-1881

利用時間等	月曜日、水曜日、金曜日	9:00～12:00
		13:00～16:00



ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の手助けをしてほしい人（おねがい会員）と、育児の協力をしてくれる人（まかせて会員）が助け合う、相互援助活動です。利用するためには、まず会員登録が必要です。

▼サポート内容

- ・ 急な残業や用事で子どもを保育所や学童等に迎えに行けないとき
 - ・ 子どもをちょっと預かって欲しいけど、頼れる人がそばにいないとき
- ＊急な援助が必要な子どもへの対応で、短時間で補助的なものです。

▼会員の要件

- ・ まかせて会員…育児の協力をしてくれる人
小林市在住で、20歳以上の心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方（センターの実施する講習会を受講していただきます）
- ・ おねがい会員…育児の手助けをしてほしい人
小林市在住または勤務地が小林市の方で、生後3ヶ月から小学生までの子のいる方
- ・ 両方会員…まかせて会員と、おねがい会員の両方を兼ねる人

▼利用時間

原則、7：00～19：00まで（会員同士の合意があるときはこの限りではない）

▼利用料金（謝礼）

おねがい会員はまかせて会員に対し相互援助活動の終了後、下記の料金を支払う

利 用 区 分	基 準 額
月曜日から金曜日まで（午前7時から午後7時まで） ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く	児童1人につき 1時間あたり 500円
上 記 以 外	児童1人につき 1時間あたり 600円

＊万が一の事故に備え、市が補償保険に加入します。
（保険料自己負担なし）

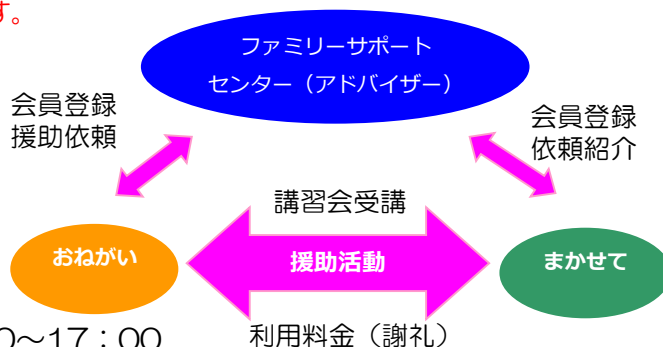
ファミリー・サポート・センター「虹」

小林市真方89番地1

小林市保健センター2F

TEL 0984-23-1888

＊利用時間等＊ 月曜日～金曜日 8：30～17：00



Ⅳ 子育て支援等

2 保育サービス

教育・保育施設

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをめざし、幼児教育と保育が必要な子どもへの保育を保障するため、それぞれの子どもの状況に応じた教育・保育の提供を行います。

▼支給認定

小学校に入学するまでの子どもは、状況に応じて保育所・認定こども園・幼稚園を利用することができます。利用にあたっては、年齢や保育の必要性により下記の区分の認定を受ける必要があります。

支給認定区分

1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要としない子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	

▼保育所・認定こども園の入所基準(2号認定・3号認定)

保護者等が次のような理由で、児童の保育が出来ない場合に限ります。

類 型	保護者が日々児童を保育できない理由
家庭外労働	家庭外で仕事をしている場合
家庭内労働	農業・自営業等の家庭内で仕事をしている場合
妊娠・出産	妊娠・出産をした場合
疾病・障がい等	病気または心身に障がい等がある場合
病人の看護等	同居の親族を常時看護、介助にある場合
災害の復旧	保護者が災害等の復旧により、保育が出来ない場合
求職活動	仕事をする意思があり、仕事をさがしている場合
就 学	大学等への就学、職業訓練校等に通っている場合
その他	上記のほか、保育を必要とする理由に認められる場合

▼保育料

- 保育料は、世帯の市町村民税所得割課税額で決定します。
- 保育料等は、必ず期限までに納付してください。
- 保育料は、長期欠席されても在籍中はお支払いただくこととなります。
- 令和元年10月より3歳以上の保育料は無償化されました。

▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



小林市内教育・保育施設一覧

(令和6年4月現在)

類型		園名	連絡先
認定こども園	幼保連携型	認定こども園日章	0984-22-6043
		朋こども園	0984-23-2517
		認定こども園みまつ	0984-22-4446
		認定こども園こすもす	0984-23-5204
		大塚原認定こども園	0984-44-0700
		認定こども園栗須保育園	0984-25-7800
	幼稚園型	認定こども園小林昭和幼稚園	0984-22-2403
		認定こども園太陽の子幼稚園	0984-23-9293
		小林カトリック幼稚園	0984-22-2756
		認定こども園育英幼稚園	0984-22-4031
	保育園型	認定こども園ひまわり保育園	0984-23-6870
		認定こども園西小林保育園	0984-27-1647
		認定こども園こばと保育園	0984-22-6692
		認定のじりこども園	0984-44-1138
保育所		市立中央保育所	0984-23-3481
		南保育園	0984-22-3610
		小林乳幼児保育園	0984-22-4887
		細野保育園	0984-22-3576
		さくら保育園	0984-23-4032
		朝日保育園	0984-22-5071
		まがた保育園	0984-22-4601
		東方保育園	0984-22-3761
		永久津保育園	0984-22-5610
		紙屋保育園	0984-46-0122
幼稚園		かおる幼稚園	0984-27-2067
幼稚園（従来型）		小林幼稚園（休園中）	0984-22-2771
小規模保育事業		市立須木中央保育園	0984-48-2050

特別保育

▼延長保育

保護者の仕事の都合など、やむを得ない事情のある場合、保育所または認定こども園で通常の保育時間を超えて保育します。

▼一時預かり

保護者の仕事の都合または病気やけが、冠婚葬祭などのやむを得ない事情、あるいは育児による疲れなどにより、一時的に家庭での保育ができなくなる場合、児童を保育所または認定こども園にて一時的に保育をします。

▼障がい児保育

障がいを持つ児童であっても、集団保育が可能で日々通所できる場合は、通常保育を利用できます。入所する前に、入所を希望する保育所または認定こども園にお問い合わせ下さい。

▼休日保育

日曜、祝日等に保護者が勤務等のため児童の保育ができない場合、休日保育を利用できます。（指定園：認定こども園こばと保育園、大塚原認定こども園、認定こども園西小林保育園）

▼病後児保育

病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者が勤務等のため児童の保育ができない場合に利用できます。専属の看護師・保育士がお世話します。（指定園：認定こども園こすもす保育園『病後児ケアハウスこすもす』）

▼預かり保育

保護者の仕事の都合など、やむをえない事情がある場合、幼稚園または認定こども園で通常の教育時間を超えて児童を預かります。

▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



Ⅳ 子育て支援等

３ ひとり親支援施策

児童扶養手当

児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者。または20歳未満で法令に定める程度の障害の状態にある者。）と生計を同じくするひとり親世帯の父または母もしくは父母と生計を同じくしていない児童を養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図る制度です。

▼受給資格

児童の状況が次のいずれかに該当すること

- 父または母が婚姻を解消（事実婚・内縁関係の解消を含みます）
- 父または母が死亡
- 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある
- 父または母が生死不明
- 父または母が1年以上遺棄している
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 未婚の子
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている など

※ 父母以外の方が児童を養育している場合は、児童と同居していること

▼手当の額

令和6年4月1日現在

児童1子目	月額 45,500円～10,740円
児童2子目	上記の手当額に月額 10,750円～5,380円を加算した額
児童3子目以降	上記の手当額に月月 6,450円～3,230円を加算した額

※所得に応じて手当額は決定されます。なお、公的年金（遺族、障害、老齢、労災等の年金）を受給している場合は、児童扶養手当が年金額より高い場合のみ差額を支給します。

▼手続きに必要なもの

- 戸籍謄本（申請者のもの1通、児童のもの1通）
- 申請者名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード
- 本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）
- その他、支給要件や監護状況に応じて必要な書類

▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的に、医療費の一部が助成されます。

対象者	母親・父親 →20歳未満の者を扶養している配偶者のない人（父母のいない児童を養育する者を除く） 児 童 →18歳に到達した日が属する年度の年度末までの人（ただし、乳幼児医療費助成の対象分を除く）
対象となる医療費	保険給付の対象となる医療費 （健診代、診断書料、差額ベッド料、食事療養費等は対象外）
助成額と助成方法	1か月の保険診療に対する自己負担額の合計から、1人1,000円を差し引いた額を助成。ただし、医療保険各法による付加給付及び高額療養費等があるときはその額を控除した額を助成します。 ※県外の入院及び外来の高額療養費は、加入保険者に各自で手続きをお願いします。 ※県内の入院の場合の高額療養費は、同意書兼委任状を頂いた上で、市が請求・受領します。
申請方法	・ 外来及び県外の医療機関等では保険診療に対する自己負担額を一度支払った後、申請受付窓口で助成申請を行ってください。 ・ 県内での入院の保険適用分は1,000円となりますので、その度ごとの助成申請は必要ありません。
その他	・ 助成を受けようとする人は、受給資格証の交付を受けてください。 必要なもの： 保険証・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）・通帳等 ※場合によっては戸籍謄本等が必要となります。

助成の例

保険給付対象となる医療費を3,000円支払った場合

自己負担金	1,000 円
市助成	2,000 円

▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278



寡婦医療費助成事業

寡婦の健康増進と福祉の向上を図ることを目的に、入院による医療費の一部が助成されます。

対象者	1 小林市内に住所のある寡婦であること。 2 60歳以上70歳未満のひとり暮らしで国民健康保険法による被保険者であり、かつ、被保険者欄に他の被保険者の記載がない被保険者証の交付を受けていること。 3 生活保護法、精神保健法、結核予防法、その他の法令による医療費の全額給付を受けていないこと。 4 市民税が非課税であること。
対象となる医療費	保険給付の対象となる医療費（入院費のみ） （健診代、容器代、診断書料、第三者行為等は対象外）
助成額	入院費の一部負担金から4,000円を控除した額
助成方法	一時立て替え払い分から、上記を差し引いた額を償還払（口座振込）
申請方法	・ 助成申請書に1か月分の領収金額等を記入してもらい提出してください。 ・ 申請は、病院を受診した日の翌月から起算して1年間です。
その他	・ 助成の給付を受けようとする人は、受給資格証の交付を受けてください。 必要なもの：保険証・本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）・通帳等

助成の例： 保険給付の対象となる入院費が50,000円の場合

- ① 入院費から高額療養費に該当する部分を差し引きます。

$$50,000\text{円} - 14,600\text{円} = 35,400\text{円}$$
- ② この金額から自己負担額の4,000円を差し引きます。

$$35,400\text{円} - 4,000\text{円} = 31,400\text{円}$$
- ③ 市から振り込まれる助成金は 31,400円となります。

▼問合せ先 こども課 TEL 0984-23-1278



母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、こども課に配置され、ひとり親家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題、家庭紛争そのほかの身上相談に応じ、自立に必要な助言、指導を行っています。また、次のような制度の申請支援等も行っています。

▼母子父子寡婦福祉資金貸付制度

経済的な自立や児童の就学などで資金が必要となったときに利用できる制度です。母子・父子自立支援員が貸付や償還の相談に応じます。

▼ひとり親家庭等日常生活支援事業

○事業内容

ひとり親家庭及び寡婦の方が、資格取得のための修学や、病気で一時的に日常生活を営む上で支障が生じた場合などに、生活援助や保育サービスが受けられる事業です。

○以下のいずれかに該当

- ・技能習得のための修学
- ・就職活動
- ・疾病
- ・出産
- ・看護
- ・事故
- ・災害
- ・冠婚葬祭
- ・転勤
- ・出張
- ・学校等の公的行事への参加
- ・仕事で疾病等の子どもの面倒をみることができない
- ・ひとり親家庭等になって間がないなど、生活環境が大きく変わった など

○手続き方法

派遣対象となるには事前に登録が必要です。こども課で登録の手続きをしてください。

○自己負担

所得により、保育サービスで1時間当たり0～150円、生活援助で1時間当たり0～300円の自己負担が必要です。登録の際に、前年分の所得確認を行い負担額を決定します。

○その他

登録後、住所、家族構成等に変更があった場合（ひとり親家庭でなくなった場合等）は、変更（廃止）届が必要です。また、所得により自己負担が必要となるため、登録の次年度以降に利用する場合には、再度、前年分の所得の確認を行います。

▼問合せ先

こども課

TEL 0984-23-1278

母子世帯つなぎ資金

ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、ひとり親家庭に対して、臨時的な緊急経費にあてるための資金を貸付しています。

▼対象者

小林市ひとり親福祉協議会に6か月以上加入している人

▼貸付の金額

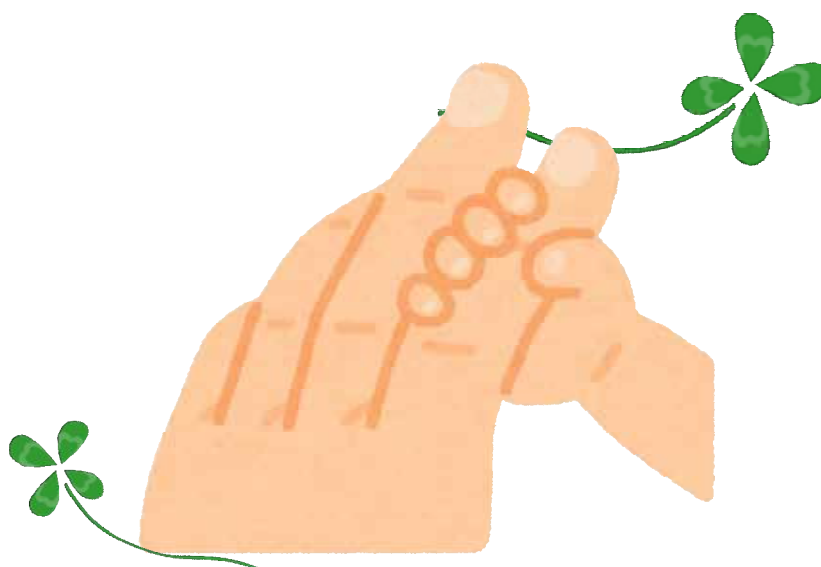
- ・ 一世帯 50,000円以内
- ・ 利 率 無利子
- ・ 償還期限 貸付を受けた日から6ヶ月以内かつ、年度内にすべての返還が必要となります
- ・ 償還方法 月賦又は一括払い

▼申込み先

小林市ひとり親福祉協議会

▼問合せ先

こども課 TEL 0984-23-1278



母子・父子家庭自立支援給付金事業

▼自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、職業能力開発のための対象講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給します。

- 対象…以下の要件を満たす人が対象になります
 - ・ 母子家庭の母親または父子家庭の父親
 - ・ 児童扶養手当を受けているまたは同様の所得水準にある人
 - ・ 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を持っていない人
 - ・ 過去に訓練給付金または同様の制度による給付金等を受けていない人
- 給付額…受講料費用の2割相当額（上限100,000円、下限4,000円）
- 対象講座…雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

▼高等職業訓練促進費

ひとり親家庭の親が、看護師、介護福祉士等の資格を取得するために、6ヶ月以上養成機関等に通う場合に、生活費の一部を一定期間支給します。

- 対象…以下の要件を満たす人が対象になります
 - ・ 母子家庭の母親または父子家庭の父親
 - ・ 児童扶養手当を受けているまたは同様の所得水準にある人
 - ・ 就業または育児と就業との両立が難しいと認められる人
 - ・ 過去に訓練給付金または同様の制度による給付金等を受けていない人
- 給付額…

前年度住民税非課税世帯の方	月額	100,000円
前年度住民税課税世帯の方	月額	70,500円
- 対象資格… 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師
薬剤師、社会福祉士、歯科衛生士、美容師、製菓衛生師、調理師 等

▼申請

給付を希望される方は、事前相談・申請が必要となりますので、受講・就業開始前に必ずご相談ください。

▼問合せ先

こども課	0984-23-1278
須木庁舎住民生活課	0984-48-3111
野尻庁舎住民生活課	0984-44-1100



Ⅳ 子育て支援等

4 サポート拠点・協議会

こども家庭センター

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子育てに関する不安や悩み、校や家庭内暴力など様々な相談を受け、必要な支援を行います。

▼家庭児童相談

○相談内容

- 子どもの性格、生活習慣、知能、ことばの発達、養育環境、ヤングケアラー
学校や幼稚園・保育園での生活、子どもの心身の障がいに関する支援 など

○相談方法

- 相談は、来所、電話にて受け付けています。
- 受付日時
月曜日から金曜日の9：00～16：00まで（祝日・年末年始は除く）
- その他

相談事項の秘密は、厳守します。

相談は、すべて無料です。



▼児童虐待相談

緊急の通報先(緊急の対応が必要な場合)

- 都城児童相談所 (0986-22-4294)
- 児童相談所全国共通ダイヤル (189「いちはやく」)
- 小林警察署 (23-0110、110番)

虐待の種類	内容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、ひきずり回す、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、タバコの火を押し付ける など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト(育児放棄)	ひどく不潔にする、食事を与えない、家に閉じ込める、病気になっても病院に連れて行かない、家や自動車の中に置き去りにする など
心理的虐待	言葉による脅し(「死ぬ」「産まれてこなければよかったのに」)、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で夫婦喧嘩を行う など

場所 小林市真方89番地1 小林市保健センター
TEL 0984-23-4319

要保護児童対策地域協議会

支援が必要な家庭、児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会で、支援対象児童等へ適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

▼ 事業内容

1. 代表者会議

「小林市要保護児童対策地域協議会設置要綱」に規定する構成機関で、毎年1回開催します。

2. 実務者会議（定例ケース会議）

支援対象児童等の情報共有や今後の支援について協議することを目的とし、毎月1回開催（第4月曜日を定例化）します。

3. 個別ケース会議

関係機関の呼びかけにより招集し、必要に応じて不定期に実施しています。参加する機関もケースに応じて変更し、的確なアセスメントが実施できるようにします。

▼ 留意事項

- ・協議会は必要があるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされ、協力の求めがあった場合に、応じるように努めなければならないとされています。

- ・協議会には守秘義務が課せられており、情報の取り扱いには注意が必要となります。

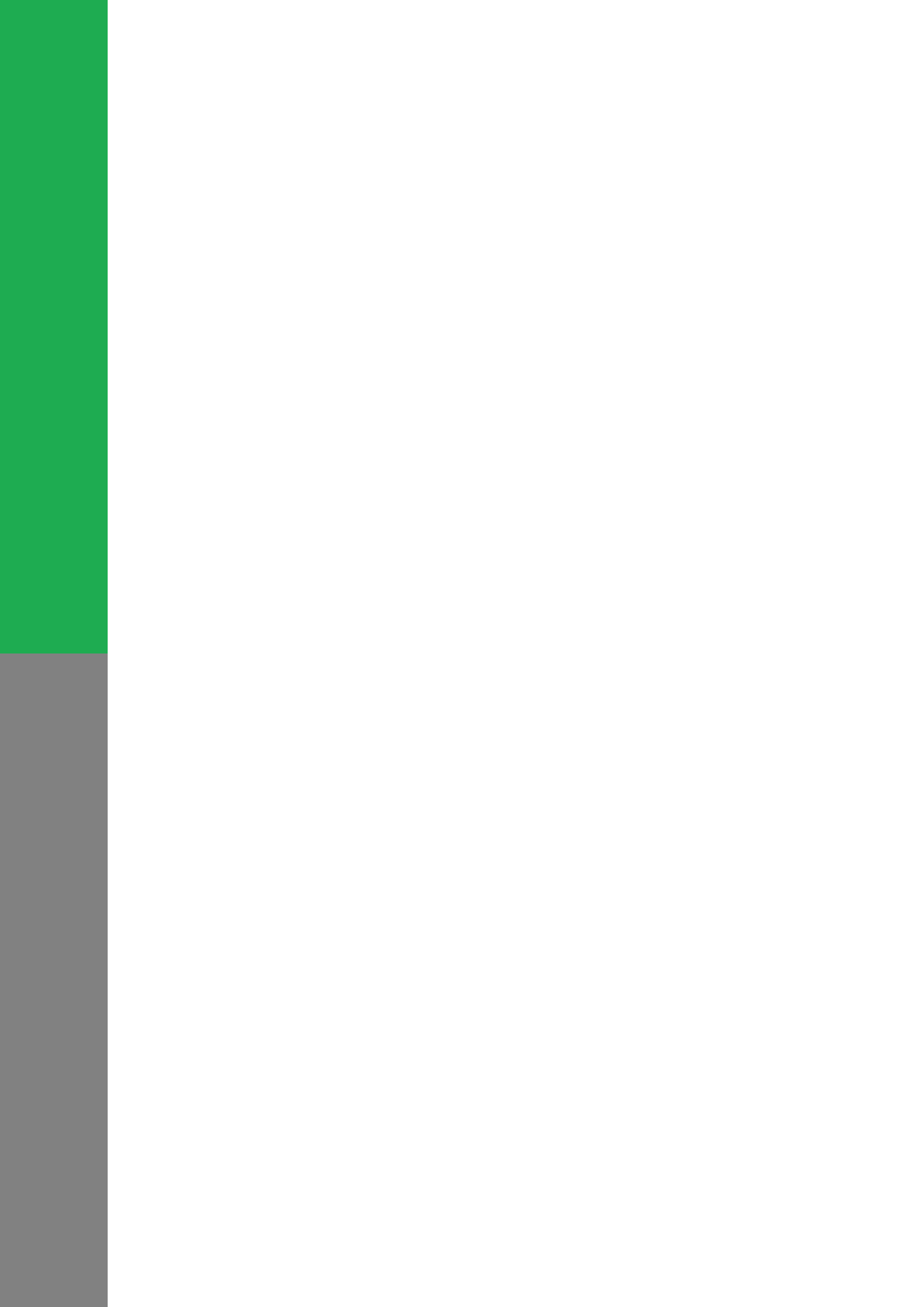
▼ 問い合わせ先

こども課

TEL 0984-23-4319

V その他

- 1 低所得者支援
- 2 戦没者等援護



生活保護

生活保護とは、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じ必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立への手助けをすることを目的とする制度です。

■保護受給の要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することが要件となります。また、扶養義務者の扶養は、生活保護に優先します。

【資産の活用】

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等は、売却するなどの方法で生活費に充てる。

【能力の活用】

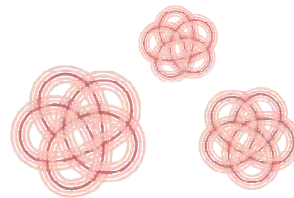
世帯の中で働くことが可能な方は、その能力に応じて働く。

【ほかの制度の活用】

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、優先して活用する。

【扶養義務者の扶養】

親族等から援助を受けることができる場合は、可能な範囲で援助を受ける。



■保護の内容

支給される保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される「最低生活費」と世帯の収入を比較して、世帯収入が最低生活費に満たない場合に、不足する分が支給されます。

生活保護を受ける人には、次のような扶助費が支給されます。

生活扶助：食費等の個人的費用と光熱水費等の世帯共通費用

住宅扶助：家賃や家屋の修繕などの費用（定められた範囲内で実費支給）

教育扶助：義務教育を受けるために必要な学用品費（基準額を支給）

医療扶助：医療サービスの費用（直接医療機関に支払い）※原則本人負担なし

介護扶助：介護サービスの費用（直接介護事業者支払い）※原則本人負担なし

出産扶助：出産時にかかる費用（定められた範囲内で実費支給）

生業扶助：就労に必要な技能取得等にかかる費用（定められた範囲内で実費支給）

葬祭扶助：葬祭費に要する費用（定められた範囲内で実費支給）

■問合せ先

福祉課 TEL 0984-23-0111

生活自立相談支援センター

借金や病気、障がいなど生活に困っている人に対して、生活保護に至る前の段階で自立に向けて支援します。

相談を受け、経済的な負担を軽減するため、医療や福祉などの制度を利用するための支援をします。

■対象者

本市に住所があり、生活に困っていて生活保護を受けていない方

■事業の内容

【自立相談支援事業】

相談者本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援を行う。

【住居確保給付金事業】

失業・離職により住居を失いそうな人を対象に、期限付きで家賃相当額を助成する。

【就労準備支援事業】

就労困難な人を対象に、生活習慣形成などの支援を計画的に行う。

【家計改善支援事業】

金銭管理に問題のある相談者を対象に、家計を再建するための支援を行う。

■問合せ先

小林市生活自立相談支援センター
福祉課

TEL 0984-23-0338
TEL 0984-23-0111

戦没者遺族等への援護

■年金給付・援護事業

1 恩給法による給付

- (1) 旧軍人本人に支給されるもの
普通恩給、一時恩給、傷病恩給
- (2) 旧軍人の遺族に支給されるもの
普通・公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金

問合せ：恩給電話相談（総務省）
電話 03-5273-1400

2 戦傷病者特別援護法による事業

- (1) 戦傷病手帳の交付 (2) 療養給付 (3) 補装具の支給
- (4) JRの無賃取扱 (5) 葬祭費の支給

■特別弔慰金・各種特別給付金

1 特別給付金

次の者に対し、その精神的痛苦を国として特別に慰^{イシヤ}籍するために支給されます。

- ・ 公務等のため国に殉じた軍人等の妻
- ・ 公務等のため戦傷病者となった軍人等の妻
- ・ 最後に残された子もしくは孫を失った父母または祖父母

2 特別弔慰金

先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人等に対し国として弔慰の意を表すために、節目の機会において、戦没者等の遺族のうち先順位1名に支給されます。

■戦没者追悼式（慰霊祭）

毎年、小林地区では小林市戦没者追悼奉賛会主催で秋に、須木地区では須木遺族共助会主催で春分の日、それぞれ遺族や来賓等が参列して実施しています。



小林地区・忠霊塔



須木地区・忠魂碑



野尻地区・平和之礎

VI 福祉関連施設

福祉関係公共施設

介護保険サービス事業所

障がい福祉サービス事業所

福祉関係公共施設

保健所

名 称	所 在 地	電話番号
宮崎県小林保健所	小林市堤3020番地13	TEL 23-3118

保健センター

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市保健センター	小林市真方89番地1 (小林市新別館)	TEL 23-0323 FAX 23-0325

社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市社会福祉協議会	小林市細野367番地1 (小林市社会福祉センター)	TEL 23-3466 FAX 22-8174
// 野尻支所	小林市野尻町東麓1158番地3 (野尻町保健福祉センター)	TEL 44-1206 FAX 44-3176
// 須木支所	小林市須木中原1741番地1 (せせらぎ館)	TEL 48-2073 FAX 48-3097

地域包括支援センター

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市地域包括支援センター	小林市堤108番地1	TEL 25-0707 FAX 25-0708
のじり地域包括支援センター	小林市野尻町東麓1159番地3	TEL 44-2271 FAX 44-2028
小林市西部地域包括支援センター	小林市北西方7125番地1	TEL 27-2552 FAX 27-2561

在宅介護支援センター

施 設 名	所 在 地	電話番号等
第一在宅介護支援センター	小林市堤4380番地 (ひなもり園)	TEL 27-3720 FAX 22-2830
第三在宅介護支援センター	小林市真方5038番地1 (陽光の里)	TEL 23-5667 FAX 27-3667
須木地域型在宅介護支援センター	小林市須木下田1152番地	TEL 48-3696 FAX 48-3708

高齢者交流センター

名 称	所 在 地	電話番号等
百歳会館	小林市堤108番地9	TEL 22-5231 FAX 22-5231

老人福祉センター

名 称	所 在 地	電話番号等
紙屋老人福祉館「やすらぎ荘」	小林市野尻町紙屋1994番地1	TEL 46-0101 FAX 46-0101

高齢者コミュニティセンター

名 称	所 在 地	問合せ先電話番号
南部いろり村 (細野コミュニティセンター)	小林市細野4098番地1	TEL 23-1140 (長寿介護課)
西部いろり村 (シルバーランド望峰の里内)	小林市北西方7125番地1	TEL 27-1000
城山館	小林市須木下田662番地1	TEL 48-3132 (須木庁舎住民生活課)
いきいきコミュニティセンター	小林市野尻町三ヶ野山137番地	TEL 44-1100 (野尻庁舎住民生活課)

シルバー人材センター

名 称	所 在 地	電話番号等
公益社団法人 小林市シルバー人材センター	小林市細野2239番地1	TEL 22-2440 FAX 23-1666

養護老人ホーム

施 設 名	所 在 地	電話番号等
慈敬園	小林市駅南296番地	TEL 22-3480 FAX 22-4383



介護保険サービス事業所・医療機関

「介護保険サービス事業所」と「医療機関」は、

小林市・えびの市・高原町医療介護連携サイト

小林市・えびの市・高原町 医療介護連携サイト

yui 結netにしまろ

ホームページアドレス：<https://net-yui.jp>



「まるごとにしもろ 在宅医療と介護」でご確認ください。

まるごとにしもろ
在宅医療と介護



障がい福祉サービス事業所

訪問系サービス

○居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護

名 称	所 在 地	電話番号等
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野367番地1 〔小林市社会福祉センター〕	TEL 23-5588 FAX 22-8120
小林市社会福祉協議会 須木支所ヘルパーセンター	小林市須木中原1741番地1 〔せせらぎ館〕	TEL 48-2073 FAX 48-3097
陽光の里	小林市真方5038番地1 〔社会福祉法人コスモス会〕	TEL 23-2851 FAX 23-5514
ヘルパーセンター 悠（はるか）水流迫	小林市水流迫569番地13	TEL 27-3644 FAX 27-3645
訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野2202番地3 ボヌール上町1号	TEL 27-4033 FAX 27-4033
リノラ未来	小林市細野3084番地2	TEL 48-1234 FAX 48-1235
ケアサポートステーション すみれ	小林市堤3742番地12	TEL 33-3405 FAX 48-0071

日中活動系サービス

○生活介護

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤2173番地 1	TEL 23-3670 FAX 23-5229
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503
あさひの里 ハッピーポパイ	小林市真方162番地 1	TEL 23-8780 FAX 23-8780
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733
リノラ未来	小林市細野3084番地2	TEL 48-1234 FAX 48-1235

○自立訓練（生活訓練）

名 称	所 在 地	電話番号等
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503
ふれあいの里 のじりコミュニティ	小林市野尻町三ヶ野山4354番地12	TEL 44-3950 FAX 44-3950
多機能型事業所 TSUNAGU	小林市南西方1073番地7	TEL 22-0503 FAX 22-0504
りのらミラクル	小林市堤2977番地101	TEL 48-7200 FAX 48-7201
菜の花作業所	小林市真方209番地	TEL 23-6090 FAX 48-6101

○就労移行支援

施 設 名	所 在 地	電話番号等
グリーンマーリン	小林市細野236番地7	TEL 27-3351 FAX 27-3352
イエローマーリン	小林市本町15番地	TEL 48-0331

○就労定着支援

名 称	所 在 地	電話番号等
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503

○短期入所

名 称	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤2173番地1	TEL 23-3670 FAX 23-5229
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733
リノラ未来	小林市細野3084番地2	TEL 48-1234 FAX 48-1235
短期入所事業所 親友	小林市細野2829番地4	TEL 24-2588 FAX 24-2588
テナン・モジラ	小林市南西方49番地1	TEL 48-0095 FAX 48-0094

○就労継続支援A型

施設名	所在地	電話番号等
グリーンマーリン	小林市細野236番地7	TEL 27-3351 FAX 27-3352
aka'aka	小林市堤4378番地	TEL 48-0058 FAX 48-0065

○就労継続支援B型

名称	所在地	電話番号等
ふれあいさろん「元気」	小林市細野2011番地25 片平ビル1F	TEL 24-1533 FAX 24-1534
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503
ふれあいの里 のじりコミュニティ	小林市野尻町三ヶ野山4354番地12	TEL 44-3950 FAX 44-3950
あさひの里ハッピーポパイ	小林市真方162番地1	TEL 23-8780 FAX 23-8780
菜の花作業所	小林市真方209番地	TEL 23-6090 FAX 48-6101
サニーサイド宮崎	小林市北西方3737番地1	TEL 27-3253 FAX 27-3254
多機能型事業所 TSUNAGU	小林市南西方1073番地7	TEL 22-0503 FAX 22-0504
スマイルハウス	小林市野尻町東麓1052番地2	TEL 47-4865 FAX 47-4865
つくし	小林市堤2789番地4	TEL 48-4492 FAX 48-4493
りのらミラクル	小林市堤2977番地101	TEL 48-7200 FAX 48-7201

居住系サービス

○障害者支援施設

施設名	所在地	電話番号等
日章野菊の里 障害者支援センター	小林市堤2173番地1	TEL 23-3670 FAX 23-5229
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733

○共同生活援助（グループホーム）

施設名	所在地	電話番号等
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503
日章野菊の里グループホーム	小林市細野2778番地1	TEL 22-1151 FAX 22-1002
ちろりん ちろりん2号館	小林市水流迫852番地1 ※連絡先（特医）浩然会 内村病院	TEL 23-2575 FAX 22-6442
かすみ荘	小林市細野1643番地8	TEL 27-4440 FAX 27-4441
あさひの里 ハッピーヴィレッジ	小林市真方960番地1	TEL 27-3817
あさひの里 ハッピースマイル	小林市細野322番地2	TEL 27-3028
テナン・モジラ	小林市南西方49番地1	TEL 48-0095 FAX 48-0094
らららホーム壱番館	小林市真方512番地48	TEL 23-5984 FAX 23-5984

相談支援事業

○指定一般相談支援

施 設 名	所 在 地	電話番号等
日章野菊の里 そうだんサポートセンター	小林市堤2173番地1	TEL 23-2112 FAX 23-5229
ゆるいとタウン とんでーの	小林市細野486番地27	TEL 27-4440 FAX 27-4441

○指定特定相談支援

施 設 名	所 在 地	電話番号等
そうだんサポートセンター あさひ	小林市細野332番地2	TEL 24-5880 FAX 24-5880
日章野菊の里 そうだんサポートセンター	小林市堤2173番地1	TEL 23-2112 FAX 23-5229
相談支援センターYUI	小林市堤119番地1	TEL 23-3969 FAX 23-4503
ありの実園相談室	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733
小林市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	小林市細野367番地1	TEL 27-3277 FAX 22-8120
ゆるいとタウン とんでーの	小林市細野486番地27	TEL 27-4440 FAX 27-4441
相談支援事業所CONNECT	小林市南西方1073番地7	TEL 22-0503 FAX 22-0504
そうだんippo	小林市真方869番地2	TEL 070-4006-3475 FAX 25-1263

○指定障害児相談支援事業

施 設 名	所 在 地	電話番号等
そうだんサポートセンター あさひ	小林市細野332番地2	TEL 24-5880 FAX 24-5880
日章野菊の里 そうだんサポートセンター	小林市堤2173番地1	TEL 23-2112 FAX 23-5229
相談支援センターYUI	小林市堤119番地1	TEL 23-3969 FAX 23-4503
ゆるいとタウン とんでーの	小林市細野486番地27	TEL 27-4440 FAX 27-4441
相談支援事業所CONNECT	小林市南西方1073番地7	TEL 22-0503 FAX 22-0504
そうだんippo	小林市真方869番地2	TEL 070-4006-3475 FAX 25-1263

地域生活支援事業

○移動支援

施設名	所在地	電話番号等
ヘルパーセンター悠 (はるか) 水流迫	小林市水流迫569番地13	TEL 27-3644 FAX 27-3645
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野367番地1 〔小林市社会福祉センター〕	TEL 23-5588 FAX 22-8120
訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野2202番地3 ボヌール上町1号	TEL 27-4033 FAX 27-4033
リノラ未来	小林市細野3084番地2	TEL 48-1234 FAX 48-1235
社会福祉法人コスモス会	小林市真方5038番地1	TEL 23-5666 FAX 23-5514
ケアサポートステーション すみれ	小林市堤3742番地1 2	TEL 33-3405 FAX 48-0071

○訪問入浴サービス事業所

名称	所在地	電話番号等
小林市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	小林市細野367番地1	TEL 23-5588 FAX 22-8120

○地域活動支援センター（Ⅰ型）

施設名	所在地	電話番号等
ゆるいとタウンとんでーの	小林市細野486番地27	TEL 27-4440 FAX 27-4441

○地域活動支援センター（Ⅱ型）

施設名	所在地	電話番号等
日章野菊の里 障害者地域支援センター	小林市堤2173番地1	TEL 21-0432 FAX 23-5229

○地域活動支援センター（Ⅲ型）

施設名	所在地	電話番号等
NPO法人 あゆみの会	小林市細野4488番地	TEL 23-5407 FAX 23-5414

○日中一時支援

名 称	所 在 地	電話番号等
障害者支援施設 ありの実園	小林市北西方115番地	TEL 23-7430 FAX 23-0733
ふれあいの里	小林市堤2950番地	TEL 23-4478 FAX 23-4503
日章野菊の里 障害者地域支援センター	小林市堤2173番地1	TEL 21-0432 FAX 23-5229
さぼーとハウス和音	小林市細野2827番地1	TEL 27-3353 FAX 27-3362
児童療育センターほのぼの園	小林市堤119番地1	TEL 22-2217 FAX 22-2225

児童通所

○児童発達支援

名 称	所 在 地	電話番号等
児童発達支援センター ぴゅあはーと	小林市細野2833番地2	TEL 27-3322 FAX 27-3344
児童通所支援センター オリーブ	小林市真方920番地1	TEL 22-2020 FAX 22-2020
児童療育サポートセンター ぴこっと	小林市真方116番地5	TEL 48-4567 FAX 48-4568
児童療育サポートセンター ぴこっと西町	小林市細野481番地	TEL 48-1200 FAX 48-1201
さぼーとハウス和音	小林市細野2827番地1	TEL 27-3353 FAX 27-3362
児童発達支援事業所 Ohana	小林市堤3699番地1	TEL 27-3981 FAX 27-3975
放課後等デイサービス緑町	小林市細野246番地1	TEL 23-0158 FAX 27-3158



○放課後等デイサービス

名 称	所 在 地	電話番号等
児童療育センターほのぼの園	小林市堤119番地1	TEL 22-2217 FAX 22-2225
放課後等デイサービス ジェナ	小林市東方3212番地6	TEL 27-3113 FAX 27-3114
児童通所支援センター オリーブ	小林市真方920番地1	TEL 22-2020 FAX 22-2020
児童療育サポートセンター ぴこっと	小林市真方116番地5	TEL 48-4567 FAX 48-4568
児童療育サポートセンター ぴこっと西町	小林市細野481番地	TEL 48-1200 FAX 48-1201
放課後等デイサービス ブーゲンビリア	小林市細野445番地	TEL 22-8270 FAX 22-8270
さぼーとハウス和音	小林市細野2827番地1	TEL 27-3353 FAX 27-3362
学齢期療育相談・支援事業所 いーずⅠ	小林市真方119番地1	TEL 48-0120 FAX 48-0130
放課後等デイサービス A o	小林市堤3708番地4	TEL 27-3380 FAX 27-3381
放課後等デイサービス アレグリア	小林市細野105番地1	TEL 27-3930 FAX 27-3934
放課後等デイサービス 緑町	小林市細野246番地1	TEL 23-0158 FAX 27-3158
インクルホーム HUG小林	小林市真方212番地1	TEL 27-3172 FAX 25-3173

編集 小林市福祉事務所
福祉課
長寿介護課
こども課

発行 小林市
〒886-8501
宮崎県小林市細野300番地
TEL 0984-23-0111 福祉課
0984-23-1140 長寿介護課
0984-23-1278 こども課
FAX 0984-23-4934 福祉課・長寿介護課
0984-24-5063 こども課